

西宮市地域防災計画

（大規模事故災害対策計画）

西宮市防災会議

第1編 総則

本計画は、風水害等対策計画、地震災害対策計画、海上災害対策計画、原子力等防災計画、大規模事故災害対策計画及び資料編から構成される西宮市地域防災計画のうち、大規模事故災害対策計画を記載したものである。

目 次

第1節 計画の趣旨.....	1-1
第2節 防災機関の事務又は業務の大綱.....	1-4
第3節 兵庫県内の空港、鉄道及び道路の整備状況等	1-6
第1款 空港の整備状況等	1-6
第2款 鉄道の整備状況等	1-13
第3款 道路の整備状況等	1-21

第1節 計画の趣旨

1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）第40条の規定に基づき、市の地域「石油コンビナート等災害防止法」（昭和50年12月17日法律第84号）に規定する石油コンビナート等特別防災区域を除く。）に係る災害対策のうち、航空災害、鉄道災害、道路災害等の大規模事故災害に関する対策について、次の事項を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の推進を図り、市民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

- ① 市の区域を管轄する指定地方行政機関、自衛隊、兵庫県、指定公共機関、指定地方公共機関等の処理すべき事務又は業務の大綱
- ② 災害予防に関する計画
- ③ 災害応急対策に関する計画
- ④ 災害復旧に関する計画

2 災害の範囲

この計画における「大規模事故災害」とは、次の場合を指す。

- ① 市内において、航空運送事業者の運航する航空機の墜落等により多数の死傷者等が発生した場合（航空災害）
- ② 市内において、鉄道における列車の衝突、脱線、転覆等により多数の死傷者等が発生した場合（鉄道災害）
- ③ 市内において、道路構造物の被災、道路上での大きな交通事故等により多数の死傷者等が発生した場合等（道路災害等）

3 計画の性格と役割

この計画は、大規模事故災害に関して、市の役割と責任を明らかにするものである

この計画は、大規模事故災害の対策に関する諸般の状況の変化に対応するため、必要に応じて見直し、修正を加える。

意図的に大規模事故災害が引き起こされた場合においても、原則としてこの計画の規定に沿って対応する。

この計画に特別の定めがない事項については、市地域防災計画（風水害等対策計画）の規定に準じて対応する。

4 「持続可能な開発目標（SDGs）」と本計画

本計画においては、市民・市民活動団体、事業者、行政がそれぞれの役割を認識し、相互に連携・協働しながら取組みを進めることにより、17の「持続可能な開発目標（SDGs）」のうち、特に以下に挙げる目標達成に寄与することが期待される。

【「持続可能な開発目標（SDGs）」と本計画との関係】



出典：国際連合広報センター

【参考】「持続可能な開発目標（SDGs）」について

平成27年（2015年）の「国連持続可能な開発サミット」において、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」とその17の「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択された。SDGs（Sustainable Development Goals）では、経済・社会・環境の3つの側面のバランスがとれた持続可能な開発に際して、複数目標の統合的な解決を図ることが掲げられている。



5 計画の構成

本計画の構成は、次のとおりとする。

第1編 総則

第2編 災害予防計画

〔第1章〕基本方針

〔第2章〕交通の安全性の確保

〔第3章〕災害応急対策への備えの充実

第3編 災害応急対策計画

〔第1章〕基本方針

〔第2章〕迅速な災害応急活動体制の確立

〔第3章〕円滑な災害応急活動の展開

第4編 災害復旧計画

第2節 防災機関の事務又は業務の大綱

市及び県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関並びに指定地方公共機関等は、大規模事故災害の対策に関し、主として次に掲げる事務又は業務を処理する。

(1) 市及び県

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧
西宮市	西宮市の地域にかかる災害予防の総合的推進	西宮市の地域にかかる災害応急対策の総合的推進	西宮市の地域にかかる災害復旧の総合的推進
兵庫県	兵庫県の地域にかかる災害予防の総合的推進	兵庫県の地域にかかる災害応急対策の総合的推進	兵庫県の地域にかかる災害復旧の総合的推進
警察本部		1. 情報の収集 2. 救出救助、避難誘導等 3. 交通規制の実施、緊急交通路の確保等	治安維持対策の推進

(2) 指定地方行政機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧
近畿地方整備局	1. 公共土木施設（直轄）の整備と防災管理 2. 応急機材の整備及び備蓄	1. 公共事業（直轄）の応急点検体制の整備 2. 災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保 3. 公共土木施設（直轄）の二次災害の防止	公共土木施設（直轄）の復旧
第五管区海上保安本部	災害応急資機材の整備・保管	1. 海上及び港湾施設等臨海部の被災状況調査 2. 海上における人命救助 3. 避難者、救援物資等の緊急輸送 4. 海上における流出油等事故に関する防除措置 5. 船舶交通の制限・禁止及び整理・指導	1. 海洋環境への汚染の未然防止又は拡大防止 2. 海上交通安全の確保 (1)必要に応じて船舶交通の整理、指導 (2)工事関係者に対する事故防止に必要な指導

(3) 自衛隊

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧
陸上自衛隊第3師団 (第36普通科連隊)		人命救助又は財産保護のための応急対策の実施	

(4) 指定公共機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧
西日本旅客鉄道 株式会社 (兵庫支社)	鉄道施設の整備と防災管理	1. 災害時における緊急鉄道輸送 2. 鉄道施設の応急対策の実施	被災鉄道施設の復旧
西日本電信電話 株式会社 (兵庫支店)	電気通信設備の整備と防災管理	1. 電気通信施設の応急対策 2. 災害時における非常緊急通信	被災電気通信設備の災害復旧
大阪ガスネットワーク 株式会社 (兵庫事業部)	ガス供給施設の整備と防災管理	ガス供給施設の応急対策	被災ガス供給施設の復旧
日本通運株式会社 (神戸支店)		災害時における緊急陸上輸送	
関西電力送配電 株式会社 (神戸本部)	電力供給施設の整備と防災管理	電力供給施設の応急対策	被災電力供給施設の復旧

(5) 指定地方公共機関等

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧
道路輸送機関 阪急バス株式会社 阪神バス株式会社	1. 道路状況の把握 2. 災害時における対応の指導	災害時における緊急陸上輸送	
医師会 一般社団法人 西宮市医師会		災害時における医療救護	外傷後ストレス障害等の被災者への精神的身体的支援

第3節 兵庫県内の空港、鉄道及び道路の整備状況等

第1款 空港の整備状況等

【趣旨】

兵庫県に係る空港の整備状況等を把握し、防災対策の参考とする。

1 区分

空港は、飛行場とヘリポートに区分される。飛行場は、さらに公共用飛行場と非公共用飛行場に区分され、公共用飛行場としては、空港法（昭和31年4月20日法律第80号）に基づき、拠点空港、地方管理空港、共用空港及びその他の空港に区分される。

兵庫県内には、拠点空港として大阪国際空港、地方管理空港として神戸空港、その他の空港として但馬空港がある。

一方、ヘリポートについては、常設で不特定多数のヘリコプターの利用を対象とする公共用、常設で特定のヘリコプターのみを対象とする非公共用、航空法（昭和27年7月15日法第231号）第79条による離着陸場で国土交通大臣の許可を受けた特定のヘリコプターのみが特定の期間利用できる臨時用の3種類あり、兵庫県内では、非公共用として兵庫県庁、兵庫県警察、明石川崎、NTT神戸中央ビル、兵庫県立災害医療センター、三木防災の6箇所、臨時用として265箇所ある。

2 空港の整備状況

（1）大阪国際空港

① 空港の概要

ア 設置管理者	新関西国際空港株式会社
イ 運営権者	関西エアポート株式会社
ウ 設置場所	伊丹市、豊中市、池田市
エ 滑走路長	A：1,828m、B：3,000m
オ 面積	312ha
カ 開港	昭和14年1月

② 空港の利用状況

26路線 185便／日（令和3年夏ダイヤ）

（2）但馬空港

① 空港の概要

ア 設置管理者	兵庫県
イ 運営権者	但馬空港ターミナル株式会社
ウ 設置場所	豊岡市
エ 滑走路長	1,200m（標高：176m） 1本
オ 面積	37.9ha
カ 開港	平成6年5月

② 空港の利用状況

伊丹・但馬間 2便／日（朝・夕）

(3) 神戸空港

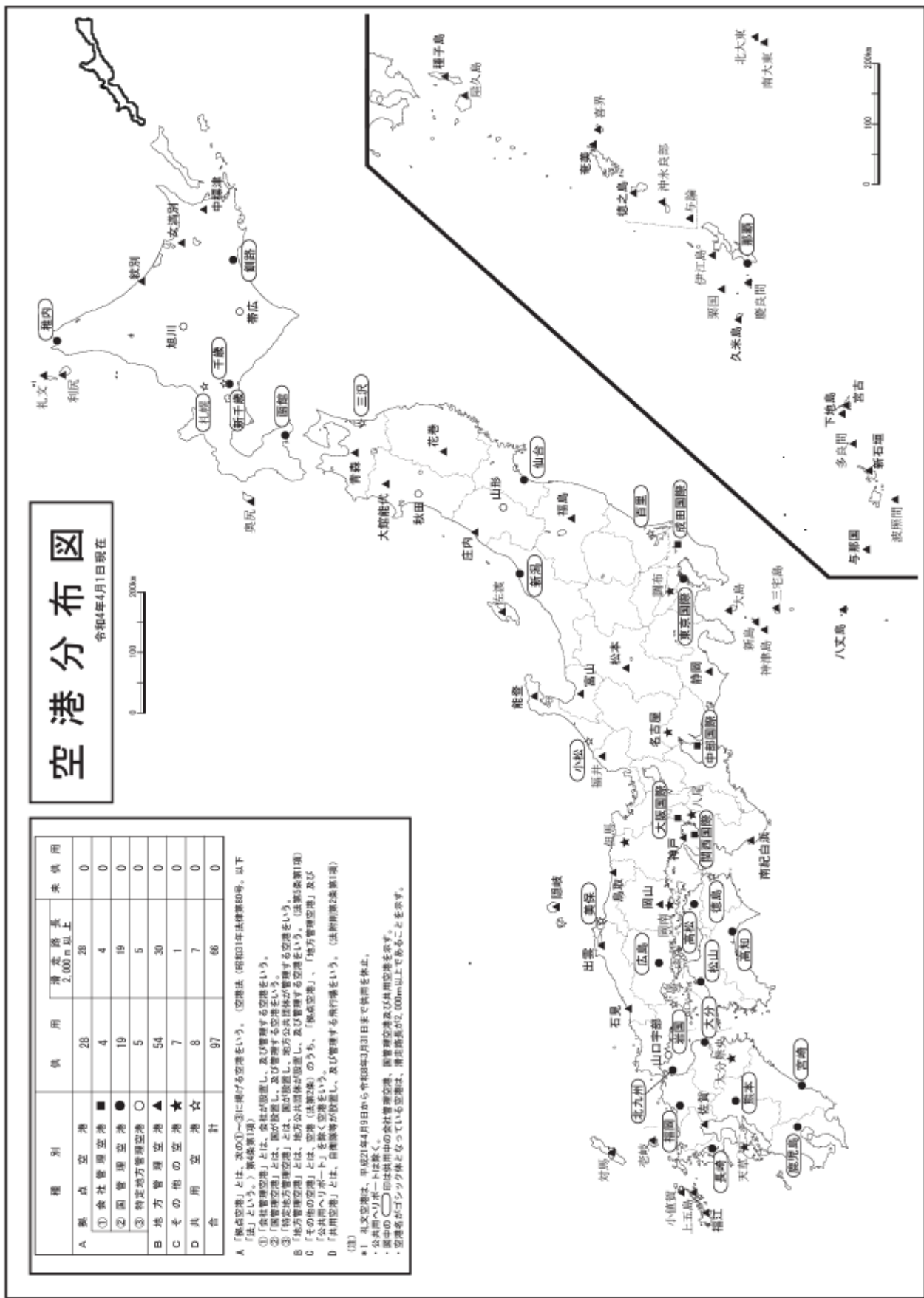
① 空港の概要

- ア 設置管理者 神戸市
- イ 運営権者 関西エアポート神戸株式会社
- ウ 設置場所 ポートアイランド（1期）南約3km
- エ 滑走路長 2,500m 1本
- オ 面積 272ha（空港関連用地を含めた空港島全体）
- カ 開港 平成18年2月

② 空港の利用状況

12都市、38往復／日（令和3年夏ダイヤ）

3 空港分布図



4 航空事故件数の推移

(1) 航空事故の種類

航空事故の特徴として、旅客機の大型化に伴い、いったん発生すれば大惨事を招来するおそれが大きくなっていること、特に局所的に甚大な人的被害が発生するおそれがあることが挙げられる。

飛行フェーズ別に見た事故の発生は、着陸前8分と離陸後3分の時間帯に、約7割の事故が集中している。

事故の種類は、墜落、地形・障害物との衝突、着陸失敗、オーバーラン等、空中衝突などがある。

【飛行フェーズと重大航空事故の関係】

飛行フェーズ	件数 (%)
駐機	26 (1.0)
走行	18 (0.7)
離陸走行	60 (2.4)
離陸時	62 (2.5)
上昇	496 (19.8)
巡航	602 (24.1)
降下	795 (31.8)
着陸時	229 (9.2)
着陸走行時	43 (1.7)
旋回	67 (2.7)
不時着	25 (1.0)
訓練・試験	23 (0.9)
その他	40 (1.6)
不明	14 (0.6)
計	2,500 (100.0)

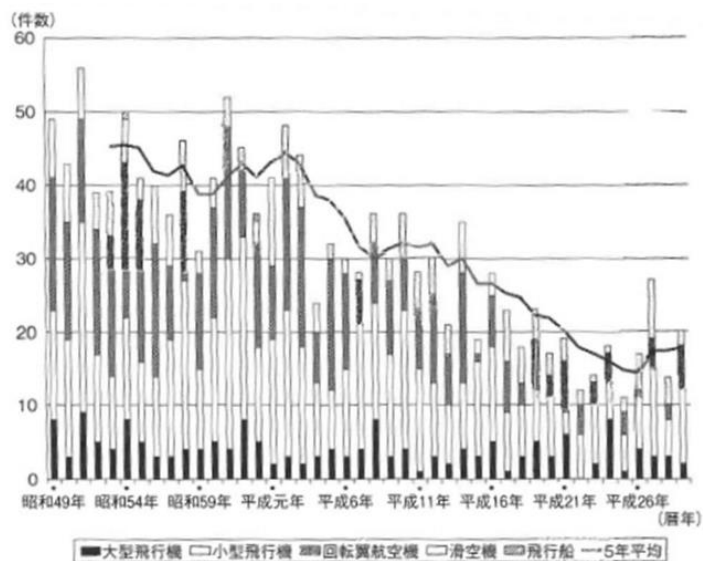
【航空死亡事故の形態】

事故の形態	件数 (%)
墜落	1,063 (49.4)
地形・障害物との衝突	651 (30.0)
着陸失敗	89 (4.1)
オーバーラン等	68 (3.2)
空中衝突	66 (3.1)
不時着	61 (2.8)
爆発(破)・撃墜	38 (1.8)
地上衝突	13 (0.6)
機内火災	12 (0.6)
機材損傷軽微	21 (1.0)
不明・その他	68 (3.2)
計	2,150 (100.0)

出典：「航空事故データベースの構築と解析並びに構造破壊事故例の研究」（寺田博之ほか4名、95年）

(2) わが国における民間航空事故の推移

全体では減少傾向にある。また、大型飛行機による事故は年数件程度であり、小型飛行機、回転翼航空機等による事故が大半を占めている。

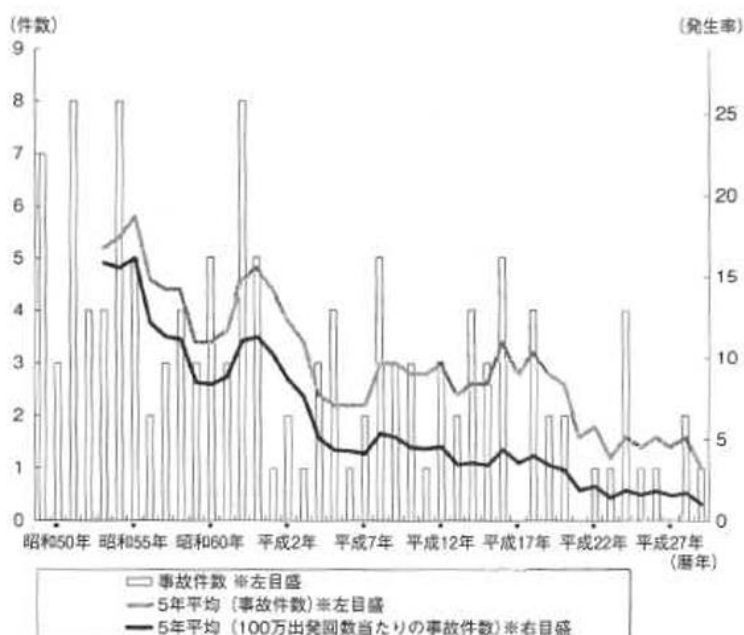


- (注) (1) わが国の領域で発生した事故（外国機に係る事故を含む。）及び公海上で発生したわが国の航空機による事故である。
(2) 平成10年以前は機内病死を含む。
(3) 小型飛行機には超軽量動力機を含む。
(4) 回転翼航空機にはジャイロブレンを含む。

出展：数字で見る航空 2018

(3) 我が国の航空会社による事故件数及び発生率の推移

わが国の航空会社による事故件数は、この30年あまりの間で約2分の1に減少している。また、この間輸送量は増加してきているが、事故の発生率は約5分の1に減少している。



- (注) (1) 本邦航空運送事業者による大型飛行機に係る事故のうち、わが国の領域及び公海上で発生した事故である。
(2) 平成10年以前は機内病死を含む。

出展：数字で見る航空 2018

5 過去の事故例

空港内における事故例、空港外における事故例及び県内における事故例について、それぞれ近年の代表的なものを示す。

(1) 空港内における事故例

災害名	発生年月日	機種	場所	人的被害	事故の概要
ガルーダインドネシア航空機炎上事故	H8.06.13	ダグラスDC-10-30	福岡空港	死者3名 負傷者109名 ※乗員乗客275名中	事故機は、離陸滑走中に離陸を中断、オーバーランした際に、草地上を滑走した後、滑走路から約320m離れた県道の法面（コンクリート製）にエンジン下部及びランディングギアを激突させ、滑走路から約620m離れた騒音対策用の緩衝緑地内で停止し、大破・炎上したものの。
中華航空機墜落事故	H6.04.26	エアバス・インダストリーA300-B4-622R	名古屋空港	死者264名 負傷者7名 ※乗員乗客271名中	事故機は、名古屋空港に進入中、空港誘導路の着陸帯内に墜落し、大破・炎上したものの。

(2) 港外における事故例

災害名	発生年月日	機種	場所	人的被害	事故の概要
日本航空ジャンボ機墜落事故	S60.08.12	ボーイング747SR-100	群馬県多野郡上野村	死者520名 負傷者4名 ※乗員乗客524名中	事故機は、東京国際空港から大阪国際空港に向けて飛行中、伊豆半島南部の東岸上空に差し掛かる直前、異常事態が発生し、約30分飛行した後、18時56分頃、山中に墜落し、大破・炎上したものの。

(3) 県内における事故例

災害名	発生年月日	機種	場所	人的被害	事故の概要
小型機オーバーラン	H25.07.21	ガルフストリーム・エアロスペース式AG-5B型	但馬飛行場付近	重傷1名 軽傷2名	当該機は、7月21日12時09分福井空港を離陸し、飛行中、エンジンに不調が感じられたため、但馬飛行場に目的地を変更し、着陸しようとした際、同飛行場南側にあるガードレールに機体が接触し、斜面に不時着した。
阪急航空ヘリ墜落事故	H03.08.05 1-16	エアロスペースアルSA365N（回転翼航空機）	美方郡村岡町	死者8名 ※乗員乗客全員死亡	事故機は、美方郡温泉町の場外離着陸場から神戸市の神戸ヘリポートに向けて飛行中、17時1分頃、村岡町の大峰山山頂付近の斜面に衝突し、大破・炎上したものの。

6 災害の想定

消火活動等に関し、空港管理者と関係機関の協力関係を定めた緊急計画の適用の有無により次の2つの災害を想定する。

- ① 県内の空港（大阪国際空港及び神戸空港、但馬空港）及びその周辺における航空機の墜落等
- ② それ以外の地域における航空機の墜落等

なお、②については、さらに市街地に墜落する場合と山間部及び沿岸部に墜落する場合が考えられ、市街地への墜落の場合、被災者が多数発生するおそれがあること、大規模な火災が発生するおそれがあること等について考慮し、山間部及び沿岸部における墜落の場合は、墜落地点の特定、捜索及び救助・救急活動に困難が予想されること等を考慮する必要がある。

第2款 鉄道の整備状況等

【趣旨】

兵庫県に係る鉄道の整備状況等を把握し、防災対策の参考とする。

1 鉄道の整備状況

兵庫県内には、西日本旅客鉄道株式会社（以下、本款において「JR 西日本」という。）として山陽新幹線のほか、在来線である東海道本線、山陽本線、赤穂線及び山陰本線が東西に、加古川線、姫新線、福知山線及び播但線が南北に走っている。更に JR 西日本以外に公営交通では、神戸市交通局神戸市高速鉄道（神戸市営地下鉄）、第三セクターとして北条鉄道、北近畿タンゴ鉄道（京都丹後鉄道）、智頭急行、神戸高速鉄道、神戸新交通及び関西高速鉄道（JR 東西線）が走っている。更にその他の私鉄では、神戸電鉄、山陽電気鉄道、能勢電鉄、阪急電鉄、阪神電鉄などがあり、通勤・通学や地域の人々の日常生活の重要な移動手段となっている。

列車の運転本数は、JR 西日本、阪急電鉄及び阪神電鉄が並行する神戸市～大阪市間がもっとも多く、これら各社とも三ノ宮（神戸三宮）駅の乗降客数が最大である。

【県内の鉄道の整備状況】

（令和2年6月1日現在）（km）

区 分	単 ・ 複	電 化	非 電 化	計
JR 西 日 本	新 幹 線	115.0	－	115.0
	在 来 線	複 々 線	－	49.6
		複 線	－	135.4
		単 線	138.3	326.9
	小 計	488.6	138.3	626.9
公 営 交 通	複 線	38.1	－	38.1
第 三 セ ク タ ー	複 線	21.5	－	21.5
	単 線	2.6	49.4	52.0
	小 計	24.1	49.4	73.5
私 鉄	複 線	170.6	－	170.6
	単 線	52.3	－	52.3
	小 計	222.9	－	222.9
合 計		773.7	187.7	961.4

（注：索道は含まない。）

出典：各社公表資料を基に県交通政策課が作成

【主要な鉄道路線の延べ運転本数等】

区 分	鉄道路線名	駅 名	1日当たりの運転本数(R2.6)	1日平均乗降客数(H29)
JR 西日本	山陽新幹線	新神戸駅	212 本	19,930 人
	東海道本線	三ノ宮駅	643 本	249,834 人
	山陽本線	姫路駅	355 本	103,604 人
	福知山線	宝塚駅	376 本	62,328 人
	播但線	福崎駅	86 本	－
阪急電鉄	神戸本線	神戸三宮駅	492 本	105,176 人
阪神電鉄	本線	神戸三宮駅	547 本	111,961 人
山陽電鉄	本線	山陽明石駅	327 本	29,280 人
神戸電鉄	有馬線	鈴蘭台駅	372 本	19,357 人

出典：「平成 30 年兵庫県統計書」、令和 2 年 6 月時刻表及び各社聞き取り

【路線調書】

(1) JR 西日本・日本貨物鉄道 (JR 貨物)

(令和 2 年 6 月 1 日現在)

管 轄	線 名	自	至	営業キロ (km)	単・複	電 化 非電化	備 考
JR 西日本 神戸支社	山陽新幹線	新 神 戸 (新大阪)	相 生 (博 多)	75.5 (622.3)	複	電 化	県内通過分は約115km
	東海道本線	尼 崎 (米 原)	神 戸	25.4 (143.6)	複 々	〃	県内通過分は26.8km
	山 陽 本 線	神 戸	上 郡 (門 司)	89.6 (512.7)	複 々 複	〃	県内通過分は99.8km 複々－神戸～西明石22.8km 複－西明石以西 77.0km
		兵 庫	和 田 岬	2.7	単	〃	平成13年7月1日電化
	加古川線	加 古 川	谷 川	48.5	〃	〃	平成16年12月19日電化
	姫 新 線	姫 路	上 月 (新 見)	50.9 (158.1)	〃	非電化	県内通過分は55.3km
	赤 穂 線	相 生	備 前 福 河 (東岡山)	16.4 (57.4)	〃	電 化	県内通過分は17.7km
JR 西日本 大阪支社	福 知 山 線	尼 崎	丹 波 竹 田 (福知山)	98.2 (106.5)	複・単	〃	県内通過分は101.4km 複－尼崎～篠山口58.4km 単－篠山口以北 43.0km 新三田～篠山口複線化 平成9年3月8日完成・開業
JR 西日本 福知山支社	播 但 線	姫 路	和 田 山	65.7	単	一 部 電 化	電 化－寺前以南29.6km 非電化－寺前以北36.1km 姫路～寺前電化・高速化 平成10年3月14日完成・開業
	山 陰 本 線	梁 瀬 (京 都)	居 組 (幡 生)	88.6 (673.8)	〃	一 部 電 化	県内通過分は94.0km 電 化－城崎温泉以南47.1km 非電化－城崎温泉以西46.9km
計	9	－	－	561.5	－	－	県内通過分合計 626.9km

出典：各社公表資料等を基に県交通政策課が作成

(2) 公営交通

(令和2年6月1日現在)

事業者	線名	自	至	営業キロ (km)	単・複	電化 非電化	備考
神戸市交通局	山手線	新神戸	新長田	7.6	複	電化	
	西神線	新長田	名谷	5.7	〃	〃	
	西神延伸線	名谷	西神中央	9.4	〃	〃	
	北神線	新神戸	谷上	7.5	〃	〃	令和2年6月1日譲受
	海岸線	新長田	三宮・ 花時計前	7.9	〃	〃	平成13年7月7日開業
計	5	—	—	38.1	—	—	

出典：公表資料等を基に県交通政策課が作成

(3) 第三セクター

(令和2年6月1日現在)

事業者	線名	自	至	営業キロ (km)	単・複	電化 非電化	備考
北条鉄道株式会社	北条線	北条町	栗生	13.6	単	非電化	昭和60年4月1日開業
北近畿 タンゴ鉄道株式会社	宮津線 (京都丹後鉄道)	コウノトリの郷 (西舞鶴)	豊岡	3.0 (83.6)	〃	非電化 ※一部電化	平成2年4月1日開業 平成27年4月1日(第三種鉄道事業者) 第二種鉄道事業者：WILLER TRAINS 株式会社 県内通過分は7.4km ※宮津～天橋立
智頭急行株式会社	智頭線	上郡	石井 (智頭)	27.1 (56.1)	〃	〃	平成6年12月3日開業 県内通過分は28.4km
神戸高速 鉄道株式会社	東西線	西代	阪急神戸・ 三宮・ 阪神元町	(5.7,5.0) 7.2	複	電化	昭和43年4月7日開業 昭和63年4月1日(第三種鉄道 事業者) 第二種鉄道事業者： 阪神電気鉄道株式会社[東西 線]、阪急電鉄株式会社[東西 線]、神戸電鉄株式会社[南北 線]
	南北線	湊川	新開地	0.4	〃	〃	
神戸新交通 株式会社	神戸新交通 ポートアイ ランド線	三宮	神戸空港	10.8	複 8.2 単 2.6	〃	昭和56年2月5日開業 平成18年2月2日開業
	神戸新交通 六甲アイラ ンド線	住吉	マリナー パーク	4.5	複	〃	平成2年2月21日開業
関西高速 鉄道株式会社	JR東西線	(京橋)	尼崎	(12.5)	〃	〃	平成9年3月8日開業(第三種鉄道事業者) 第二種鉄道事業者：JR西日本 県内通過分は1.2km
計	6社8線	—	—	66.6	—	—	県内通過分合計 73.5km

第二種鉄道事業者とは、自らが敷設する鉄道線路以外の鉄道線路を使用して鉄道による旅客等の運送を行う事業者

第三種鉄道事業者とは、鉄道線路を敷設して当該鉄道線路を第二種鉄道事業者に専ら使用させる事業者

出典：各社公表資料等を基に県交通政策課が作成

(4) 私鉄 (JR 西日本を除く)

(令和2年6月1日現在)

事業者	線 名	自	至	営業キロ (km)	単・複	電 化 非電化	備 考
神戸電鉄株式会社	有馬線	湊川	有馬温泉	22.5	複20.0 単 2.5	電化	湊川～有馬口(20.0km)複線
	三田線	有馬口	三田	12.0	複 3.6 単 8.4	〃	岡場～田尾寺(1.6km) 複 横山～三田(2.0km) 線
	公園都市線	横山	ウッディタウン中央	5.5	単	〃	
	栗生線	鈴蘭台	栗生	29.2	複 7.6 単21.6	〃	西鈴蘭台～藍那(1.7km) 複 川池信号場～押部谷(5.9km) 線
山陽電気鉄道株式会社	本線	西代	山陽姫路	54.7	複	〃	
	網干線	飾磨	山陽網干	8.5	単	〃	
能勢電鉄株式会社	妙見線	川西能勢口	笹部 (妙見口)	8.6 (12.2)	単 0.4 複 8.2	〃	県内通過分は10.1km 川西能勢口～山下8.2km複線
	日生線	山下	日生中央	2.6	複	〃	
阪急電鉄株式会社	神戸線	園田 (梅田)	神戸三宮	25.1 (32.3)	〃	〃	県内通過分は26.4km
	今津線	今津	宝塚	9.3	〃	〃	南線(西宮北口～今津 1.6km) 北線(西宮北口～宝塚 7.7km)
	伊丹線	塚口	伊丹	3.1	〃	〃	
	甲陽線	夙川	甲陽園	2.2	単	〃	
	宝塚線	川西能勢口 (梅田)	宝塚	7.3 (24.5)	複	〃	県内通過分は 7.9km
阪神電気鉄道株式会社	本線	杭瀬 (梅田)	元町	25.3 (32.1)	〃	〃	県内通過分は25.6km
	なんば線	大物 (大阪難波)	尼崎	0.9 (10.1)	〃	〃	県内通過分は 1.6km
	武庫川線	武庫川	武庫川団地前	1.7	単	〃	
計	5社16線	—	—	218.5	—	—	県内通過分合計 222.9km

出典：各社公表資料等を基に県交通政策課が作成

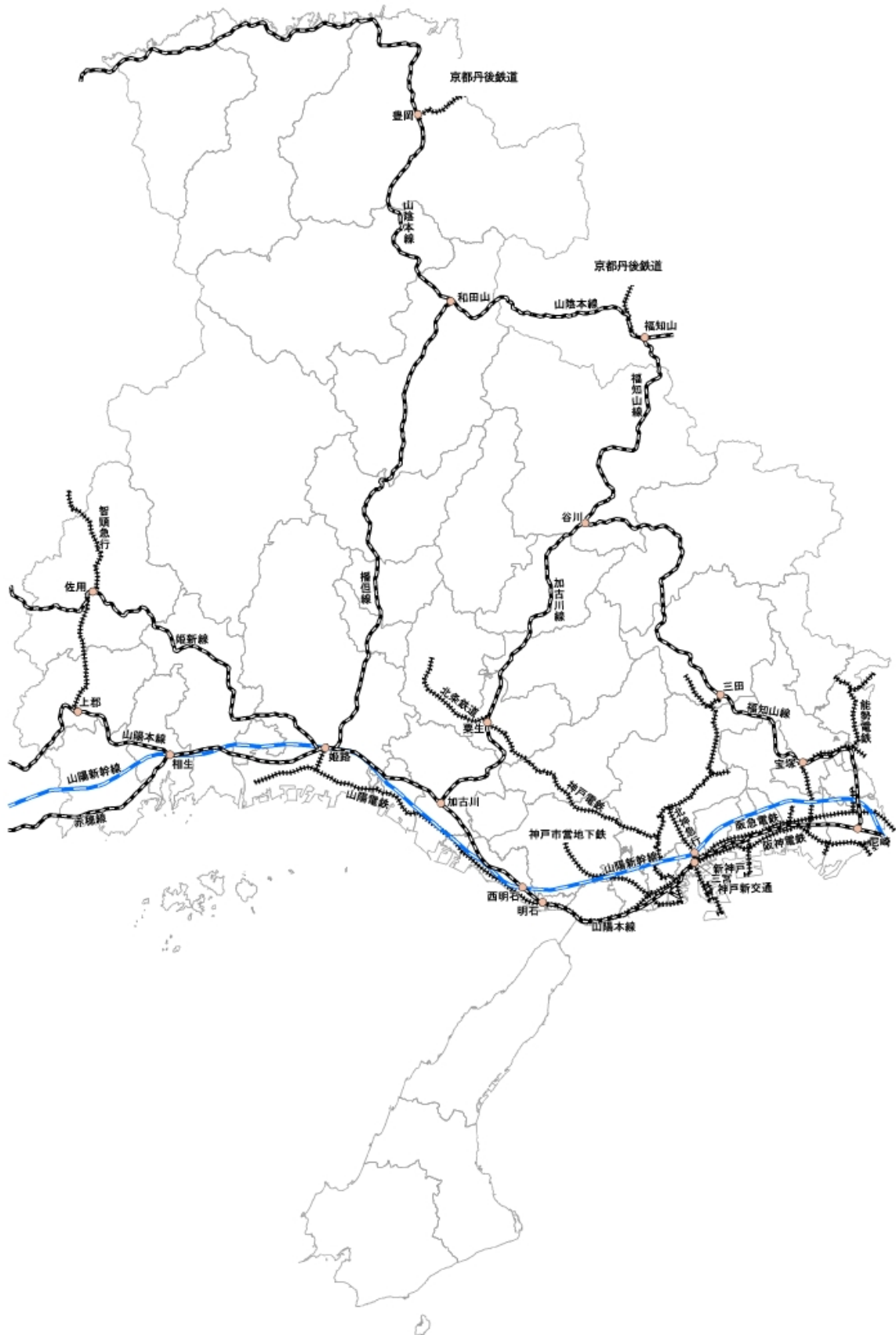
(5) 普通索道 (ケーブルカー・ロープウェイ)

(令和4年5月1日現在)

事業者	線 名	自	至	営業キロ (km)	備 考
六甲山観光株式会社	鋼索線	六甲ケーブル下	六甲山上	1.7	
能勢電鉄株式会社	〃	黒川	ケーブル山上	0.6	
株式会社 こうべ未来都市機構	〃	摩耶ケーブル	虹	0.9	
	索道線	虹	星	0.9	
	〃	六甲山頂	有馬温泉	2.8	
神戸リゾートサービス株式会社	〃	ハーブ園山麓	ハーブ園山頂	1.5	
姫路市	〃	書写	書写山上	0.8	
山陽電気鉄道株式会社	〃	須磨浦公園	鉢伏山上	0.5	
城崎観光株式会社		城崎温泉	大師山頂	0.7	
計	6社9線	—	—	10.4	

出典：各社公表資料等を基に県交通政策課が作成

(6) 兵庫県内の鉄道路線図



2 最近の鉄道事故の傾向

(1) 鉄道における事故種別

鉄道事故等報告規則（昭和 62 年運輸省令第 8 号）では、事故種別として、列車衝突事故（列車が他の列車又は車両と衝突し、又は接触した事故）、列車脱線事故（列車が脱線した事故）、列車火災事故（列車に火災が生じた事故）、踏切障害事故（踏切道において、列車又は車両が道路を通行する人又は車両等と衝突し、又は接触した事故）、道路障害事故（踏切道以外の道路において、列車又は車両が道路を通行する人又は車両等と衝突し、又は接触した事故）、鉄道人身障害事故（列車又は車両の運転により人の死傷を生じた事故）、鉄道物損事故（列車又は車両の運転により 500 万円以上の物損を生じた事故）に区分している。

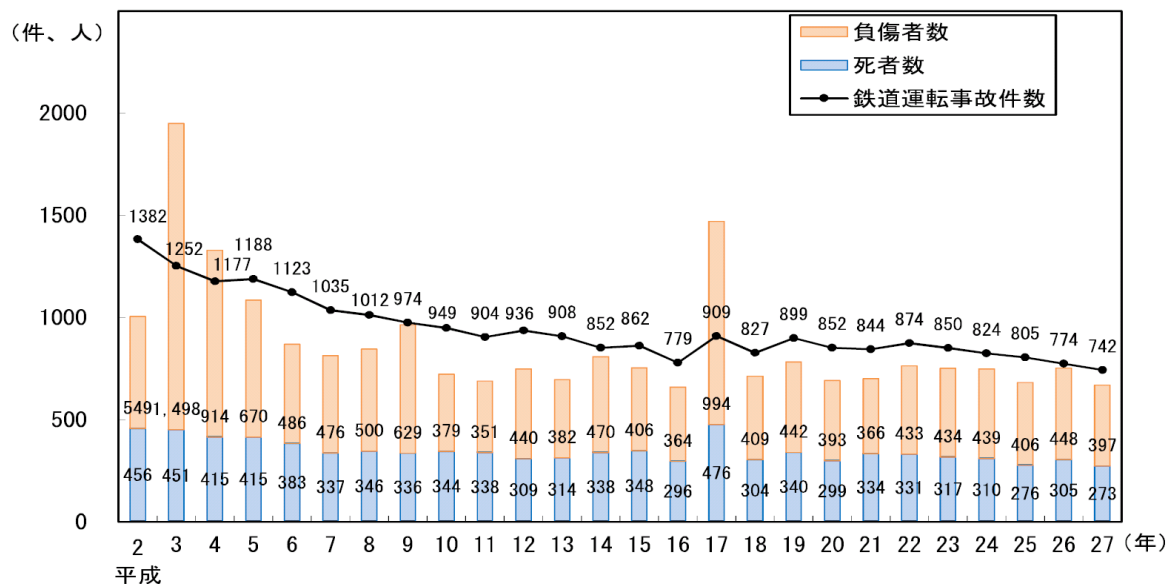
このうち、列車衝突事故、列車脱線事故及び列車火災事故は、大きな被害を生じるおそれがある重大な事故であり、列車事故とされている。

また、死傷者が 10 人以上、又は 10 両以上の脱線があった事故を重大事故としている。

(2) 鉄道事故に関する最近の傾向

鉄道における運転事故は、長期的には減少傾向をみせており、平成 27 年の発生件数は 742 件、死傷者数は 670 人で、22 年の発生件数 874 件、死傷者数 764 人と比較すると、発生件数は 15%、死傷者数が 12%減少した。なお、17 年 4 月の JR 西日本福知山線における列車脱線事故、そして 17 年 12 月の JR 東日本羽越線における列車脱線事故といった社会的にも大きな影響を与えた運転事故が発生したが、18 年から 27 年までの間は乗客の死亡事故が発生しなかった。

鉄道運転事故の件数と死傷者数の推移



注 1 国土交通省資料による。 2 死者数は 24 時間死者。

出典：第 10 次交通安全基本計画

3 過去の事故例

(1) JR 福知山線列車脱線事故

- ①事故の種別 列車脱線事故
- ②発生日時 平成17年4月25日(月)午前9時18分頃
- ③発生場所 尼崎市久々知西町3丁目27線路上
(尼崎駅～塚口駅の第1新横枕踏切北約100m)
- ④列車 宝塚駅発 同志社前駅行 快速第5418M列車(7両編成)
- ⑤事故内容 JR宝塚駅(9:03)上り快速列車(JR福知山線)が脱線し、建物へ接触(7両編成)前5両が脱線。
- ⑥被害状況 死者:107名(男性59名、女性48名)[うち県内死者98名]
負傷者:549名(うち重傷者139名)
- *死者数及び負傷者数は、尼崎市から兵庫県に報告された数

(2) その他の主な事故例

災害名	発生年月日	場所	人的被害	事故の概要
山陰線餘部鉄橋回送列車転落事故	S61.12.28	香住町 国鉄(当時) 山陰本線餘部鉄橋	死者6名 負傷者6名	午後1時25分頃、香住駅から浜坂駅に回送中の列車が、強風下の餘部鉄橋から餘部集落内へ転落したものの。
信楽高原鐵道正面衝突事故	H3.05.14	滋賀県甲賀郡信楽町 信楽高原鐵道貴生川駅～紫香楽宮跡駅間	死者42名 負傷者614名	午前10時35分頃、信楽高原鐵道の信楽発貴生川行き上り列車(4両)と、開催中の世界陶芸祭観客輸送のため直通乗り入れしていたJR西日本の臨時列車(3両)とが正面衝突したものの。
高山線列車脱線衝突事故	H8.06.25	岐阜県益田郡下呂町内 JR高山線三原トンネル北口	負傷者17名	午後9時20分ごろ、名古屋発高山行き特急ひだ15号(5両)が折からの大雨による線路上への落石に乗り上げ、先頭の2両が脱線したものの。
営団地下鉄日比谷線脱線衝突事故	H12.03.08	東京都目黒区 帝都 高速度営団日比谷線 中目黒駅構内	死者5名 負傷者38名	午前9時1分、営団地下鉄中目黒駅構内において下り列車が中目黒駅進入の際、最後部車両が脱線し対向列車の先頭から4～6両目と衝突したものの。
山陽電鉄列車脱線事故	H25.02.12	兵庫県高砂市荒井町 荒井駅～伊保駅	負傷者18名	午後3時48分頃、山陽電鉄荒井駅西方踏切道(神鋼前踏切道)において、前方交差点の赤信号により滞留していた自動車運搬用トラック後部と上り特急列車が衝突、トラックの道板に乗り上げた列車の先頭2両が脱線し、電柱、ブロック塀を破壊しながら進み、荒井駅プラットフォームと衝突したものの。

4 災害の想定

鉄道における事故のうち、特に多数の死傷者を生じるおそれのあるものとし、事象により次の4つの災害を想定する。

- ① 列車の衝突、脱線、転覆等
- ② 列車の火災又は爆発
- ③ 列車からの危険物等の流出
- ④ 列車と自動車の衝突

いずれの想定においても、さらに「管理上の瑕疵」による場合と、「自然現象等」による場合の2つに区別できる。

なお、この計画において「危険物等」とは、消防法別表に定める危険物、高圧ガス、火薬類、毒物又は劇物、その他燃焼・爆発又は毒性等により人体に危険を及ぼすおそれのある物質を指す。

また、①～③については、地下空間や鉄道トンネル内などの出入口が限定された閉鎖性の高い空間で発生する場合が考えられ、これらの場合には、救助、消火、避難誘導活動等に種々の制約、困難が伴うこと等を考慮する必要がある。

第3款 道路の整備状況等

【趣旨】

兵庫県に係る道路の整備状況等を把握し、防災対策の参考とする。

1 道路交通の概況

兵庫県は、日本の標準時を定める東経 135 度の子午線が通過していることが示すように、日本のほぼ中央部に位置し、県の道路は、国内交通・輸送上重要な位置を占めている。

県の道路は、実延長約 36,780km であり、高速自動車国道、一般国道、県道、市町道別の内訳は次のとおりである。

○兵庫県内道路種別現況 (令和4年4月1日現在、延長：km)

法区分	管 理 者 等		実延長	改良済	改良率	舗装延長	舗装率
高速国道	西日本 高速道路 株式会社 ・国土交通省	名神高速	11.2	11.2	100 %	11.2	100 %
		新名神高速	21.0	21.0	100 %	21.0	100 %
		中国自動車道	117.9	117.9	100 %	117.9	100 %
		山陽自動車道	103.5	103.5	100 %	103.5	100 %
		舞鶴若狭道	44.6	44.6	100 %	44.6	100 %
		播磨道	24.3	24.3	100 %	24.3	100 %
		鳥取道	9.4	9.4	100 %	9.4	100 %
	計		331.9	331.9	100 %	331.9	100 %
一般国道	指定区間	国土交通省直轄	493.2	493.2	100 %	493.2	100 %
		第二神明	24.3	24.3	100 %	24.3	100 %
		第二神明北線	5.6	5.6	100 %	5.6	100 %
		本四道路 (神戸淡路鳴門自動車道)	78.6	78.6	100 %	78.6	100 %
		小計	601.7	601.7	100 %	601.7	100 %
	指定区間外	県	876.3	845.1	96.4 %	876.3	100 %
		神戸市	37.5	34.8	92.8 %	37.5	100 %
		計	1,515.5	1,481.6	97.8 %	1,515.5	100 %
県道	主要	県	1,551.6	1,445.7	93.2 %	1,534.5	98.9 %
		神戸市	243.8	214.3	87.9 %	237.3	97.3 %
	一般	県	2,410.2	1,723.1	71.5 %	2,209.6	91.7 %
		神戸市	94.9	76.6	80.7 %	86.5	91.1 %
	阪高神戸西宮線		25.3	25.3	100 %	25.3	100 %
	阪高大阪西宮線		7.3	7.3	100 %	7.3	100 %
	阪高北神戸線		32.3	32.3	100 %	32.3	100 %
	阪高湾岸線		14.3	14.3	100 %	14.3	100 %
	阪高大阪池田線		2.6	2.6	100 %	2.6	100 %
	計		4,382.3	3,541.5	80.8 %	4,149.7	94.7 %
市町村道	神戸市道	主要市道	42.0	42.0	100 %	42.0	100 %
		他の神戸市道	5,540.7	3,355.1	60.6 %	4,118.8	74.3 %
		阪高北神戸線	3.3	3.3	100 %	3.3	100 %
		阪高湾岸線	1.2	1.2	100 %	1.2	100 %
		阪高神戸山手線	9.1	9.1	100 %	9.1	100 %
		阪高新神戸トンネル	8.5	8.5	100 %	8.5	100 %
	神戸市以外の 40 市町道		24,932.5	15,063.5	60.4 %	21,655.6	86.9 %
	計		30,537.3	18,482.7	60.5 %	25,838.5	84.6 %
総 計		36,767.0	23,837.7	64.8 %	31,835.6	86.6 %	

出典：「令和5年度土木部概要（資料編）」

2 県内の高速道路、一般国道等の路線図



令和4年4月現在

3 最近の交通事故の傾向

(1) 交通事故の種類

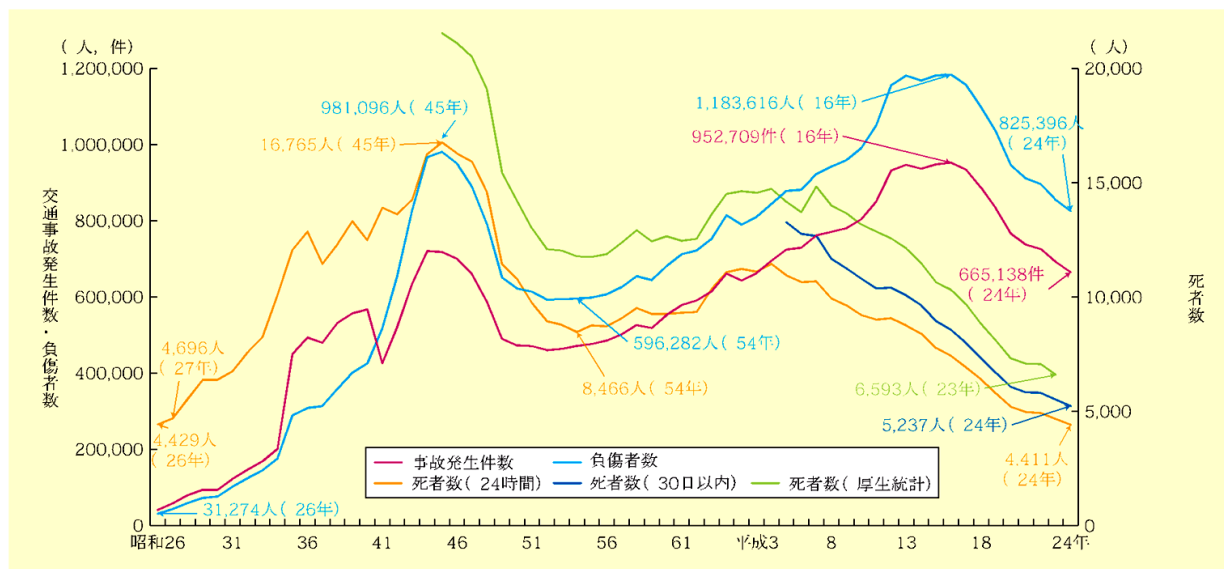
人身事故として、車両相互、人対車両、車両単独、列車に区分できる。さらに、細分類すると、車両相互では、出会い頭衝突、正面衝突、右折時衝突、その他に、人対車両では、横断歩道横断中、その他横断中、対・背面通行中、その他に、車両単独では、工作物衝突、路外逸脱、転倒、駐車車両衝突、その他に区分できる。

(2) 最近の傾向

人身事故の長期的推移をみると、戦後、昭和20年代後半から40年代半ばごろまでは、死傷者数が著しく増大しており、26年から45年までに負傷者数は31,274人から981,096人へ、死者数は4,429人から16,765人へと増加している。その後、国を挙げての交通安全対策が進められた結果、平成24年の交通事故死者数は4,411人に減少するなど、3年連続で5,000人を下回り、過去最悪であった昭和45年の1万6,765人の3割以下となっている。また、死傷者数については、交通安全に関する諸対策により、昭和45年の997,861人から52年には602,156人に減少させることができた。その後、年間交通事故死者数が増勢に転じた55年を基準とすると、平成24年の死傷者数は1.38倍になっており、自動車保有台数の2.11倍、運転免許保有者数の1.90倍となっている。なお、平成24年中の死傷者数は829,807人と8年連続で減少したものの、依然として高水準にある。

交通事故死者数を人口10万人当たりでみると、昭和45年まで年とともに増加し、同年には16.2人となったが、46年以降は減少に転じ、平成に入り、一時増加したものの、平成4年以降は減少し、平成24年には3.5人となっている。自動車1万台当たりの交通事故死者数及び自動車1億走行キロ当たりの交通事故死者数については、昭和50年代半ばまで順調に減少してきたが、その後は漸減傾向が続いている。

▶第1-1図 道路交通事故による交通事故発生件数、死者数及び負傷者数

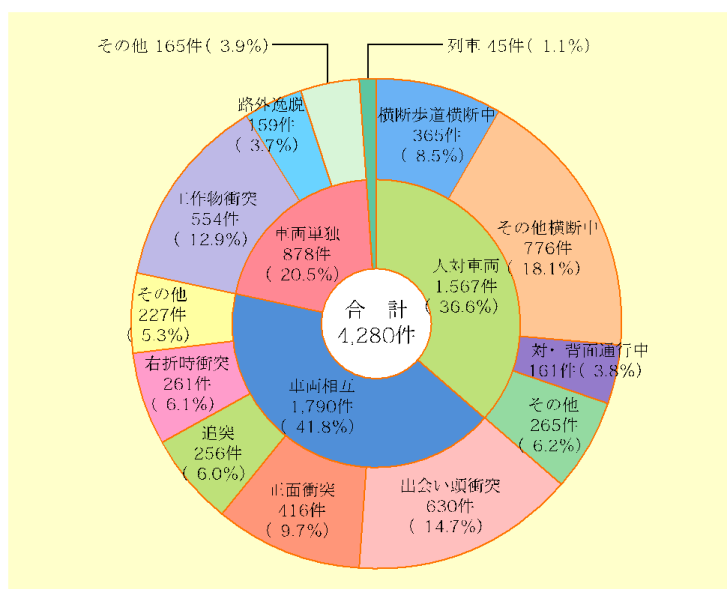


- 注 1 警察庁資料による。
2 昭和41年以降の件数には、物損事故を含まない。また、昭和46年までは、沖縄県を含まない。
3 「24時間死者」とは、道路交通法第2条第1項第1号に規定する道路上において、車両等及び列車の交通によって発生した事故により24時間以内に死亡したものを用いる。
4 「30日以内死者」とは、交通事故発生から30日以内に死亡したもの(24時間死者を含む。)を用いる。
5 「厚生統計の死者」は、警察庁が厚生労働省統計資料「人口動態統計」に基づき作成したものであり、当該年に死亡した者のうち原因が交通事故によるもの(事故発生後1年を超えて死亡した者及び後遺症により死亡した者を除く。)を用いる。なお、平成6年までは、自動車事故とされた者を、平成7年以降は、陸上の交通事故とされた者から道路上の交通事故ではないと判断される者を除いた数を計上している。

出典：「平成25年版交通安全白書」

平成24年中の事故類型別に交通死亡事故発生件数をみると、車両相互事故が最も多く（41.8%）、以下、人対車両（36.6%）、車両単独（20.5%）、列車（1.1%）となっている。さらに、細分類でみると、出会い頭衝突（14.7%）、工作物衝突（12.9%）、その他横断中（横断歩道・横断歩道付近以外での横断中）（18.1%）の割合が高くなっている。

▶第1-33図 事故類型別死亡事故発生件数（平成24年）



- 注 1 警察庁資料による。
2 () 内は、発生件数の構成率である。
3 横断歩道横断中には、横断歩道付近横断中を含む。

出典：「平成25年版交通安全白書」

また、道路別では、高速道路における死亡事故数は、平成24年で1億走行台キロ当たり、7.5件であった。これは、高速道路は自動車専用の道路であり、平面交差がないことから事故率が低いと考えられる。しかし、高速道路は高速走行となるため、わずかな運転上のミスが事故に結びつきやすく、しかも一度事故が発生すると、被害が大きく関係車両や死者数も多数に及ぶ重大事故に発展することが多い。このため、交通事故発生件数に占める死亡事故件数の割合（死亡事故率）は、その他の道路の約2.8倍となっている。

4 その他の事故

本計画においては、道路構造物の被災による事故、道路上における自動車の関係する事故の他に、歩道上等において多数の群衆で混雑し、転倒により多数の死傷者が発生するという雑踏事故を「道路災害等」に含めて考えることとする。

5 過去の事故例

多数の死傷者が発生した代表的な事故例としては、次のものがある。

災害名	発生年月日	場所	人的被害	事 故 の 概 要
飛騨川バス 転落事故	S43.08.18	岐阜県加茂郡 白川町内国道 41号	死者・行方不 明者 104 名 負傷者 2 名	乗鞍岳の観光登山に向かい、集中豪雨のため登山を断念して引き返す途中の観光バス 2 台が、土石流に巻き込まれて午前 2 時 11 分頃、飛騨川に転落したもの。
日本坂トンネル 火災事故	S54.07.11	静岡県静岡市 及び焼津市の 市境東名高速 道路日本坂ト ンネル内	死者 7 名 負傷者 2 名	日本坂トンネル（延長 2,045m）内において、午後 6 時 38 分頃、大型トラック 4 台と乗用車 2 台の関係する追突事故が発生するとともに、事故車両積載のプラスチック原料などの可燃物の爆発を伴う火災が発生し、トンネル内の後続車に延焼したもの。
豊浜トンネル 岩盤崩落事故	H 8.02.10	北海道古平町 内国道 229 号 豊浜トンネル 内	死者 20 名 負傷者 1 名	午前 8 時 10 分頃、体積約 11,000m ³ の規模の岩盤崩落が発生し、トンネル部など約 44m を破壊し、通行中のバス 1 台と乗用車 2 台が被災したもの。
中央自動車道 笹子トンネル 天井板落下事故	H24.12.02	中央自動車道 （上り） 大月 JCT～ 勝沼 IC 間の 笹子トンネル 内	死者 9 名 負傷者 2 名	午前 8 時 03 分頃、笹子トンネル上り線 82.7kp 付近（東坑口から約 1.7km〔トンネル延長は 4.7km〕のトンネル内）でトンネル天井板が落下し、車両 3 台が巻き込まれたもの。

また、その他として次のものがある。

災害名	発生年月日	場所	人的被害	事 故 の 概 要
弥彦神社事故	S31.01.01	新潟県西蒲郡 弥彦村 弥彦神社境内	死者 124 名 負傷者 94 名	初詣の参拝客約 3 万人が詰めかける中、矢倉から餅まきが始められ、いったん帰りかけた者も引き返すなど境内が混雑していたところへ、臨時列車やバスによる参拝者が大挙して押し寄せたため石段の上下で群集の流れがぶつかり合うこととなった結果、午前 0 時 20 分ごろ、石段の上の玉垣を崩して数百名が約 2 m 半下の崖下に転落したもの。
明石市民夏まつり花火大会 事故	H13.07.21	明石市大蔵町 大蔵海岸付近 国道 2 号上の 陸橋	死者 11 名 負傷者 222 名	大蔵海岸で開催されていた明石市民夏祭りの花火大会終了後、午後 8 時 45 分から 50 分過ぎ頃、大蔵海岸へ向かう人波と帰宅しようとする人波が会場北側の JR 朝霧駅と会場を結ぶ連絡歩道橋上（幅 6 m、長さ 109.7m）でぶつかり、転倒事故による死傷者が発生したもの。

6 災害の想定

道路災害等のうち、多数の死傷者が発生する場合として、災害の事象により次の5つに分類する。

- ① 道路構造物（トンネル、橋りょう等）の瑕疵、自然現象等を原因とする被害
- ② 自動車の火災又は爆発
- ③ 自動車からの危険物等の流出
- ④ 道路上での大きな交通事故
- ⑤ 道路上等での極端な雑踏による被害

さらに、事故原因別に、管理上の瑕疵による場合と、自然現象等による場合の2つに区分できる。

なお、この計画において「危険物等」とは、消防法別表に定める危険物、高圧ガス、火薬類、毒物又は劇物、その他燃焼・爆発又は毒性等により人体に危険を及ぼすおそれのある物質を指す。

また、②～④については、道路トンネル内などの出入口が限定された閉鎖性の高い空間で発生した場合には、救助、消火、避難誘導活動等に種々の制約、困難が伴うこと等を考慮する必要がある。

第2編 災害予防計画

目 次

第1章 基本方針.....	2-1
第2章 交通の安全性の確保.....	2-6
第1節 交通の安全のための情報の充実.....	2-6
第2節 安全な運行の確保.....	2-7
第3章 災害応急対策への備えの充実.....	2-8
第1節 情報の収集・伝達体制の整備.....	2-8
第2節 災害応急活動体制の整備.....	2-9
第3節 捜索、救助・救急、医療及び消火活動への備え.....	2-11
第4節 緊急輸送活動等への備え.....	2-13
第5節 雑踏事故の予防.....	2-14
第6節 防災関係機関の防災訓練の実施.....	2-15
第7節 災害ボランティア活動の支援体制の整備.....	2-16

第1章 基本方針

1 計画の目的

交通の安全性の確保及び人命救助・救命を第一義とした応急対策を迅速かつ円滑に展開するための体制整備など、平時からの必要な備えについて、西宮市国土強靱化地域計画を踏まえ定める。

2 大規模事故災害に関する法令

(1) 航空関係の国内法体系

航空に関する法体系としては、航空機の航行の安全及び航空機の航行に起因する障害の防止を図るための方法を定めるとともに、航空機を運航して営む事業の適正かつ合理的な運営の確保について定めた航空法（昭和27年7月15日法231号）をはじめとした①航空法関係、②空港関係、③製造事業関係、④条約関係、⑤行政組織関係、⑥その他の6分野に区分される（別記第1参照）。

(2) 鉄道関係の国内法体系

鉄道に関する法体系としては、鉄道事業者の運営を適正かつ合理的なものとすることを定めた鉄道事業法（昭和61年12月4日法92号）をはじめとした①鉄道事業関係、②鉄道整備関係、③行政組織関係、④その他の4分野に区分される（別記第2参照）。

(3) 道路関係の国内法体系

道路に関する法体系としては、道路に関する危険の防止、その他交通の安全と円滑、道路の交通に起因する障害の防止等に関する事項を定めた道路交通法（昭和35年6月25日法105号）をはじめとした①道路交通関係、②道路整備関係、③車両関係、④道路運送事業関係、⑤行政組織関係、⑥その他の6分野に区分される（別記第3参照）。

3 法令に基づく各機関の予防対策に関する責務

交通安全対策基本法（昭和45年6月1日法律第110号）は、交通の安全に関し、国、地方公共団体、車両・船舶の運転者及び航空機乗組員等の責務を定めている。基本的には、道路の設置者等、車両等の使用者及び車両の運転者等の交通安全を確保するため必要な措置が求められている（別記第4参照）。

別記第1 航空災害関係主要国内法体系

(航空法関係)	航空法（昭和27年7月15日法律第231号）
	自衛隊法（昭和29年6月9日法律第11号）
	周辺事態に際して我が国の安全を確保するための措置に関する法律 （平成11年5月28日法律第60号）
(空港関係)	空港法（昭和31年4月20日法律第283号）
	特別会計に関する法律（平成19年3月31日法律第23号）
	関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的に設置及び管理に関する法律 （平成23年5月25日法律第54号）
(製造事業関係)	航空機製造事業法（昭和27年7月16日法律第237号）
(条約関係)	国際民間航空条約（昭和28年10月8日条約第21号）
	国際航空業務通過協定（昭和28年10月29日条約第29号）
	国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約(昭和28年8月12日条約第17号)
(行政組織関係)	国土交通省設置法（平成11年7月16日法律第100号）
	独立行政法人航空大学校法（平成11年12月22日法律第215号）
	運輸安全委員会設置法（昭和48年10月12日法律第113号）
(その他)	公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律 （昭和42年8月1日法律第110号）
	高齢者・身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律 （平成12年5月17日法律第68号）
	航空機の強取等の処罰に関する法律（昭和45年5月18日法律第68号）
	航空への危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律(昭和49年6月19日法律第87号)
	航空機内で行われる犯罪その他ある種の行為に関する条約第十三条の規定の実施に 関する法律（昭和45年6月1日法律第112号）

別記第2 鉄道関係主要国内法体系

(鉄道事業関係)	鉄道事業法（昭和 61 年 12 月 4 日法律第 92 号）
	鉄道営業法（明治 33 年 3 月 16 日法律第 65 号）
(鉄道整備関係)	全国新幹線鉄道整備法（昭和 45 年 5 月 18 日法律第 71 号）
	大都市における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法 （平成元年 6 月 28 日法律第 61 号）
	鉄道軌道整備法（昭和 28 年 8 月 5 日法律第 169 号）
	特定都市鉄道整備促進特別措置法（昭和 61 年 4 月 30 日法律第 42 号）
	踏切道改良促進法（昭和 36 年 11 月 7 日法律第 195 号）
	運輸施設整備事業団法（平成 9 年 6 月 13 日法律第 83 号）
	日本鉄道建設公団法（昭和 39 年 2 月 29 日法律第 3 号）
(行政組織関係)	国土交通省設置法（平成 11 年 7 月 16 日法律第 100 号）
	航空・鉄道事故調査委員会設置法（昭和 48 年 10 月 12 日法律第 113 号）
(その他)	高齢者・身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律 （平成 12 年 5 月 17 日法律第 68 号）
	新幹線鉄道における列車運行の安全を妨げる行為の処罰に関する特例法 （昭和 39 年 6 月 22 日法律第 111 号）

別記第3 道路関係主要国内法体系

(道路交通関係)	—— 道路交通法（昭和35年6月15日法律第105号）
	—— 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止に関する特別措置法（昭和42年8月2日法律第131号）

(道路整備関係)	—— 道路法（昭和27年6月10日法律第180号）
	—— 国土開発幹線自動車道建設法（昭和32年4月16日法律第68号）
	—— 高速自動車国道法（昭和32年4月25日法律第79号）

(車両関係)	—— 道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）

(道路運送事業関係)	—— タクシー業務適正化臨時措置法（昭和45年5月19日法律第75号）
	—— 貨物自動車運送事業法（平成元年12月19日法律第83号）
	—— 自動車ターミナル法（昭和34年4月15日法律第136号）

(行政組織関係)	—— 国土交通省設置法（平成11年7月16日法律第100号）

(その他)	—— 自動車損害賠償保障法（昭和30年7月29日法律第97号）
	—— 自動車損害賠償責任保険特別会計法（昭和30年8月5日法律第134号）
	—— 自動車事故対策センター法（昭和48年7月24日法律第65号）
	—— 自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年6月3日法律第70号）
	—— 高齢者・身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成12年5月17日法律第68号）

別記第4 交通安全対策基本法における各機関の予防対策に関する責務

責任主体	責 務
国	国民の生命、身体及び財産を保護する使命を有することにかんがみ、陸上交通、海上交通及び航空交通の安全に関する総合的な施策を策定するとともに、これを実施する責務を有する。(第3条)
地方公共団体	住民の生命、身体及び財産を保護するため、その区域における交通の安全に関し、国の施策に準じて施策を講じるとともに、当該区域の実状に応じた施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。(第4条)
道路等の設置者等	道路、鉄道、軌道、港湾施設、飛行場又は航空保安施設を設置し、又は管理する者は、法令の定めるところにより、その設置し、又は管理するこれらの施設に関し、交通の安全を確保するために必要な措置を講じなければならない。(第5条)
車両等の製造事業者	車両、船舶又は航空機の製造事業者は、製造する車両等の構造、設備及び装置の安全性の向上に努めなければならない。(第6条)
車両の運転者等	車両を運転する者は、法令の定めるところにより始業点検等を行うとともに、歩行者に危害を及ぼさないようにする等、車両の安全な運転に努めなければならない。(第8条第1項) 航空機乗組員は、法令の定めるところにより出発前の確認、航空保安施設・機能の障害の報告等を行うとともに、航空機の安全な運航に努めなければならない。(第8条第3項)
歩行者の責務	道路を通行するに当たっては、法令を励行するとともに陸上交通に危険を生じさせないように努めなければならない。(第9条)
住民の責務	国及び地方自治体が実施する交通の安全に関する施策に協力する等、交通・安全に寄与するよう努めなければならない。(第10条)

第2章 交通の安全性の確保

第1節 交通の安全のための情報の充実

【担当局】土木局、消防局

【関係機関】気象庁

【趣旨】

交通安全のための情報の収集及び提供の充実について定める。

1 道路交通の安全のための情報の充実

道路管理者は、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、情報の収集、連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

消防局等は、危険物の輸送時の大規模な災害を未然に防止し、災害が発生した場合の被害の軽減に資する情報の提供の充実等を図るため、イエローカード（危険有害物質の性状、処理剤及びその調達先等事故の際必要な情報を記載した緊急連絡カード）の携行について、関係法令の遵守、乗務員教育の実施等とともに荷主及び危険物運送事業者への指導に努める。また、危険物運搬車両の交通事故による危険物の漏えい等が発生した場合に、安全かつ迅速に事故処理等を行うため、危険物データベース及び危険物に対応することの可能な装備資機材の整備を図る。なお、総務省消防庁においては、災害時に化学物質の名称が特定できる場合はもちろん、「におい、色、形あるいは一部の文字」などからでも物質を特定し、必要な情報（化学物質の性状、対応要領等）を災害活動現場に迅速かつ効果的に提供できるよう「危険物災害等情報支援システム」を構築しているので、その活用を図る。

第2節 安全な運行の確保

【担当局】土木局

【趣旨】

自動車等の安全な運行の確保について定める。

1 道路施設等の整備等

道路管理者は、道路施設等の点検を通じ、道路施設等の現況の把握に努める。

道路管理者は、道路における災害を予防するため、必要な施設の整備を図る。

道路管理者は、道路防災対策事業等を通じ、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施する。

道路管理者は、道路施設等の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努める。

第3章 災害応急対策への備えの充実

第1節 情報の収集・伝達体制の整備

【担当局】総務局

【関係機関】兵庫県警察、各鉄道事業者

【趣旨】

災害時の情報収集・伝達、分析体制の整備及び運用について定める。

1 情報の収集・伝達体制の整備

県、鉄道事業者、道路管理者等の機関相互間において情報の収集・伝達体制の整備を図る。

機動的な情報収集を行うため、必要に応じ、航空機、巡視船、車両などの多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビ伝送システム等画像情報の収集・伝達システムの整備を推進する。

迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場等において情報の収集・伝達に当たる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備に努める。

民間企業、報道機関、市民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

県警察本部や医療機関、事業者等による、従来からの安否情報の提供に加えて、それを補完する仕組みとして、消防庁において構築されている安否情報システムを活用した自治体による安否情報の収集・提供の仕組みづくりについて検討する。

2 通信手段の確保

災害発生時における通信手段を確保するため、以下の事項に留意する。

- ① 非常通信体制の整備
- ② 災害発生時の通信手段の確保に関する体制整備
- ③ 通信手段の定期的点検、機器操作習熟のための訓練・研修の実施
- ④ 通信機器等の平時利用
- ⑤ 平時からのフェニックス防災システムの積極的活用
- ⑥ 最新の通信・情報処理システムの調査、より効果的な情報収集・伝達システムの研究

第2節 災害応急活動体制の整備

【担当局】総務局

【関係機関】兵庫県、自衛隊

【趣旨】

市の平時からの防災組織体制について定める。

1 職員の体制

(1) 緊急連絡網及び動員計画の作成

各局長は、防災指令の発令に備え、職員を動員配備するための計画と緊急連絡網を人事異動ごとに作成し、総務局長及び危機管理監に通知する。動員の系統及び時系列順の連絡方法等については、可能な限り具体的な計画を作成する。職員は、あらかじめ定められた災害時における配備態勢及び自己の任務を十分習熟しておくよう努める。

なお、動員計画には、原則として、会計年度任用職員、公益的法人等への専任派遣職員、他地方自治体及び外部機関への派遣職員は含まないが、緊急連絡網には職員の安否確認のため、所属する会計年度任用職員等の連絡先を記入する。

(2) 非常参集体制の整備

非常参集体制を明確にし、災害実情に応じた職員動員体制の整備を図る。また、緊急連絡の実施方法については、電話連絡だけでなく、メールを活用するなどの多重化を図る。

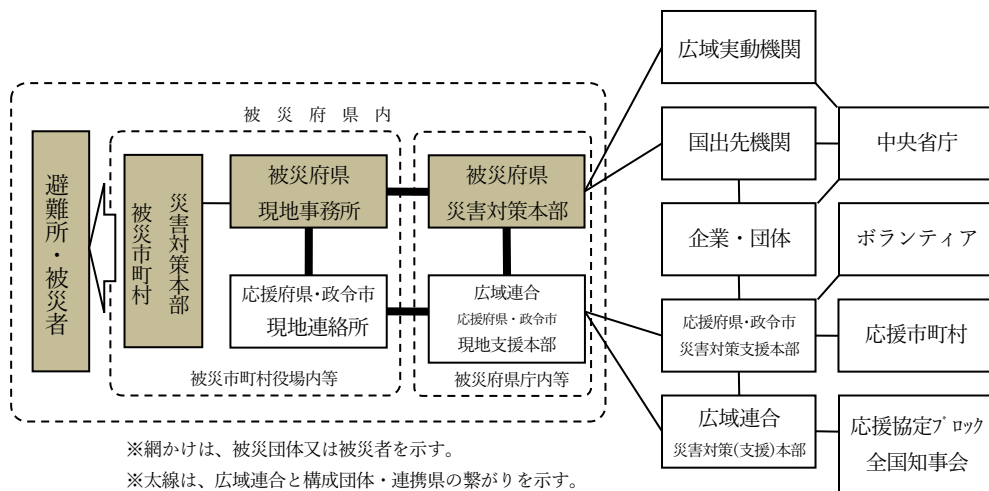
勤務時間外における大規模事故などの突発的な災害発生時に迅速な初動体制を確立することを目的として、所定の職員を対象として、緊急情報伝達訓練、職員緊急招集訓練、あるいは災害対策本部設置訓練を定期的に実施する。また、交通の途絶、職員又は職員の家族等の被災等により職員の動員が困難な場合等を想定した参集訓練等の実施を検討する。

2 防災関係機関相互の連携体制

(1) 国・県・公的機関との連携

国・県のみならず指定地方行政機関、指定公共機関、関西広域連合、指定地方公共機関、その他の防災関係機関等との間において、平時における協議や防災訓練の実施等を通じ災害時連絡体制の構築等に努め、連携を強化する。

なお、関係広域機関（中央省庁、国出先機関、広域実動機関）との連絡調整は、原則として兵庫県が行うが、法令に定めがある場合や、要綱・協定等により既定の応援制度がある分野については、その制度に沿って当事者間で連絡調整を行う。



(2) 自衛隊との連携

自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう、平時における協議や防災訓練の実施等を通じて連携強化に努めるとともに、自衛隊及び県との間において、情報連絡体制、及び災害派遣要請の手順等を取り決めておく。

(3) 専門家・専門機関等との連携

大規模事故災害が発生した場合、県及び国に対して、専門的知識を有する職員の派遣を要請する手続をあらかじめ定めておく。また、県と協議し、現地に派遣される緊急事態応急対策調査委員の受入れについてもあらかじめ定めておく。

(4) 災害時応援協定の締結を推進

突発的な大規模災害時には、専門能力と組織力に優れ、地元に密着した企業・団体・事業所等の協力やボランティア活動が不可欠である。そのため、業種分野を問わず、市内の企業・団体・事業所等に対して、災害時応援協定の締結を推進し、市内の災害時協力体制の充実を図る。

3 地域における平常時からの備え

自主防災組織や企業（事業所）等は、研修や訓練等を通じて防災力の向上に努めるとともに、相互に連携した防災訓練の実施や防災協力協定の締結など、連携強化に努め、市は、こうした取り組みの促進を図る。

普通救命講習などを通じて、2次災害が起きないように、市民等が安全第一とした救助活動を行うための留意点等の徹底を図る。

第3節 搜索、救助・救急、医療及び消火活動への備え

【担当局】消防局

【関係機関】自衛隊、海上保安庁、兵庫県、兵庫県警察、各鉄道事業者

【趣旨】

市民等の生命、身体及び財産を保護し被害を最小限に抑えるために、防災関係機関が行う搜索、救助・救急、医療及び消火活動に関する備えについて定める。

1 搜索活動関係

搜索活動を行うために有効な装備、資機材、車両等の整備に努める。

2 救助・救急関係

救助工作車及び救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。

自衛隊、海上保安本部、県及び県警察本部に係る資機材の保有状況を把握するとともに、必要に応じ情報交換を行うよう努める。

消防局は、負傷者が同時に多数発生した場合に対応できるよう、救急業務計画を定める。平時から、災害救急医療情報システムを活用し、医療機関との連携を図る。

負傷者の迅速な搬送のため、学校のグラウンド等が避難所として使用されていない場合に臨時ヘリポートとして使用できるよう、平時から関係者間で協議、調整を図る。

3 医療活動関係

負傷者が多人数に上る場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄等に努める。

災害発生時の第一報（災害発生の場所、規模等）が重要であることから、あらかじめ、次の機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関との連絡・連携体制についての計画を作成するよう努める。

- ① 鉄道事業者又は道路管理者と医療機関、消防局及び市関係局
- ② 消防局と医療機関

消防局は、発災時に医療救護活動を適切に行うことができるよう、平時から県広域災害・救急医療情報システムの活用を努める。

また、平時から災害拠点病院等の医療機関との連携に努め、災害時には医療的見地から助言を受けることができるよう連絡体制を整備する。

阪神南保健医療圏域において、医療機関相互の応援体制や災害救急医療情報システムを活用した発災直後の医療、対応の具体的手順、市の役割である医薬品及び飲料水の備蓄並びに市単位の災害対応病院から災害拠点病院への患者搬送の流れ等の災害時保険医療マニュアルを定め、特に初動時に災害対応病院を中心として災害現場へ迅速に救護班を派遣できる体制を整備する。

消防局は、自動車からの危険物等の流出事故など化学物質をはじめとする様々な物質を想定した行動マニュアルの策定、マニュアルに基づいた訓練、化学物質等の特性や資機材の取り扱いに関する研修を行うとともに、個人的防護装備（ヘルメット、防毒マスク、ゴーグル、防護衣、手袋等）、情報伝達用装備（災害救急医療端末、防災無線、携帯電話、FAX等）、医療用装備（簡易ストレッチャー、点滴台、救急医薬品、救急医療用具等）等の装備品を継続して整備する。

県広域防災センターにある「がれき救助訓練施設」を活用し、レスキューや医療チームの育成を図る。

4 消火活動関係

消防局は、平時から消防機関及び関係機関相互の連携の強化を図る。
また、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努める。

第4節 緊急輸送活動等への備え

【担当局】総務局、政策局、土木局

【趣旨】

大規模事故災害発生時における災害応急活動に必要な物資等の緊急輸送活動等を実施するための体制の整備について定める。

1 緊急輸送活動への備え

情報板等の道路交通関連施設について災害時の道路交通管理体制の整備に努める。
県が指定するヘリコプター臨時離着陸場適地の活用を図り、災害時における航空輸送を確保する。

2 危険物等の流出時における防除活動関係

危険物等の流出等に的確な防除活動を行うことができるよう、資機材の整備促進に努める。

3 関係者等への的確な情報伝達活動関係

発災後の経過に応じて被災者の家族等に提供すべき情報について整理しておく。
大規模事故に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図る。

4 復旧への備え

道路管理者は、施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備することと併せて、円滑な災害復旧を図るため、重要な所管施設の構造図等の資料を整備し、資料の被災を回避するために複製を別途保存するよう努める。

5 再発防止対策の推進

道路管理者は、原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施する。

第5節 雑踏事故の予防

【担当局】消防局

【関係機関】兵庫県警察、西宮市医師会

【趣旨】

祭礼、公営競技、花火大会、興業その他の行事等の会場及びその周辺、鉄道の駅構内等、特定の場所に多数の者が一時的に集合することに起因し、転倒、異常行動等などにより死傷者が生じる雑踏事故の防止に関して行事等の主催者が留意すべき事項等について定める。

1 雑踏の特殊性

雑踏が不特定多数の人の集まりで統制を欠き、群集心理に影響されやすく、些細な原因から事故に発展するおそれがあるなどの特殊性を有していることに配慮する。

2 消防局

事故発生時の主催者等の対応体制について、事前に主催者等と調整を行うとともに、必要な警戒体制を確保する。

特に緊急車両の進入経路を確認するとともに、必要に応じてその確保を主催者等に要請する。

また、行事等が市の境界付近において開催される場合には、隣接消防機関と十分な連携を図る。

西宮市医師会、医療機関（特に災害拠点病院）との連携を図り、行事等の開催される当日の地域内の医療機関の救急体制を確認し、多数の負傷者等が発生した場合に、災害救急医療情報システムを活用し、医師の派遣要請及び搬送先の医療機関の確保を的確に行うことができるようにする。

行事等の開催中においては、会場及び周辺の道路の混雑状況等、消防活動を実施する上で必要な情報を収集し、状況を的確に判断できるよう努める。

3 市

関係部局間で調整を図りながら雑踏事故の防止等のため、行事等の主催者に以下の事項について周知徹底に努める。

- ① 行事の開催に当たり、行事内容、事故発生時の対応体制等について、事前に西宮警察署、甲子園警察署、消防局、西宮市医師会及び医療機関と連絡調整を行うこと
- ② 事故が発生した場合には、迅速に西宮警察署、甲子園警察署、消防局、西宮市医師会、医療機関及び県（災害対策センター）にその旨を通報すること

第6節 防災関係機関の防災訓練の実施

【担当局】総務局、

【関係機関】兵庫県、兵庫県警察、各鉄道事業者

【趣旨】

市の災害対応能力の向上及び防災関係機関相互の連携の促進のための訓練等について定める。

1 各機関の訓練の実施

鉄道事業者、道路管理者、警察、県、指定地方行政機関等と相互に連携し、次の種類の訓練を実施する。

(1) 図上訓練

関係機関、又は一部関係機関の訓練担当者による机上での訓練

(2) 部分訓練

各関係機関の役割分担を中心とした訓練

(3) 情報伝達訓練

関係機関の情報伝達を中心とした訓練

(4) 総合訓練

関係機関が、それぞれの訓練の成果を基に実施する総合的な訓練

2 訓練への参加

国、鉄道事業者等の実施する防災訓練に積極的に参加し、関係機関の連携、役割分担等について確認する。

3 訓練の工夫

訓練を行うに当たっては、多様な形態の大規模事故を想定するなど、実戦的なもの（トリアージタグ使用、記入、回収、保管等を含む）となるよう工夫するとともに、機関相互の連携体制等の整備を図る。

4 事後評価

訓練結果の事後評価を通して課題を明らかにし、必要に応じて体制等の改善を行う。

第7節 災害ボランティア活動の支援体制の整備

【担当局】総務局

【実行局等】兵庫県、西宮市社会福祉協議会、日本赤十字社、中間支援組織、ひょうごボランティアプラザ

【趣旨】

大規模な災害が発生し、救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合など、円滑な災害応急活動の推進にボランティアの参画が必要な場合を想定し、平時からの災害ボランティア活動の支援体制の整備について定める。

1 災害ボランティア活動の環境整備

(1) 西宮市災害ボランティア活動支援指針の策定

県の「災害ボランティア活動指針」の内容を踏まえ、市や関係者・関係機関が取り組むべき事項、留意すべき事項を示した「西宮市災害ボランティア活動支援指針」を基に災害ボランティア活動の推進を図る。
なお、この活動指針については、策定後も適宜更新を実施し、内容の充実を図る。

(2) 受入体制の整備

県内で大規模災害等が発生した場合に備え、次の事項を内容とする災害ボランティアの受入体制の整備に努める。

- ① ボランティア団体等とのネットワークの構築
- ② 災害時に活動できるボランティアコーディネーターの育成支援
- ③ 災害ボランティア対応に関する行政職員等の資質の向上

また、地域防災計画の作成にあたり、西宮市社会福祉協議会、日本赤十字社その他のボランティア団体との意見交換の場を持つとともに、これらの団体が積極的に参画できる防災訓練（災害ボランティアの受入訓練、災害ボランティアと行政や地域住民等が連携した訓練等）の実施に努める。

(3) ボランティア活動の支援拠点の整備

平時における各種のボランティア活動が災害時にも生かされるとの考え方のもとに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、西宮市社会福祉協議会、日本赤十字社、地元や外部から被災地入りしている NPO・N GO 等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、ボランティア活動の支援拠点の整備に努める。

(4) 資機材等の確保等

あらかじめ災害ボランティアに貸し出せる資機材を把握し、災害時に使用許可、貸出等の迅速かつ柔軟な手続きを整備する。

また、一輪車、スコップ、じょれんなど、特別な技術や能力、資格が不要で誰もが使用できる簡易なボランティア用資機材の備蓄や、ホームセンターとの間で災害時に必要な資機材確保に係る協定の締結等に努める。

(5) 感染症の拡大が懸念される状況下における対応

感染症の拡大が懸念される状況下では、感染予防措置を徹底し、ボランティア関係機関に対し感染予防措置の周知徹底を図る。

2 災害ボランティア活動ネットワークの強化

災害ボランティア支援の主体となる災害ボランティアセンターの設置・運営に関わる西宮市社会福祉協議会や地元ボランティア団体等だけでなく中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めて、日頃から相互にコミュニケーションを取り合うことで「顔の見える関係」を構築し、市及び関係機関による情報共有及び活動体制・内容等を検討する体制を整備する。

また、各種防災訓練等への災害ボランティアの参加を促進し、これまで関係各部局やボランティア関係機関がそれぞれ実施していた研修・訓練・イベント等においても、お互いが積極的に参画・協働できる環境づくりに努める。

第3編 災害応急対策計画

目 次

第1章 基本方針.....	3-1
第2章 迅速な災害応急活動体制の確立	3-5
第1節 情報の収集・伝達.....	3-5
第2節 動員の実施	3-14
第3節 組織の設置	3-16
第4節 防災関係機関等との連携促進	3-33
第1款 関係機関との連携.....	3-33
第2款 自衛隊への派遣要請.....	3-35
第5節 専門家・専門機関等への協力要請	3-40
第3章 円滑な災害応急活動の展開.....	3-41
第1節 救援・救護活動等の実施.....	3-41
第1款 搜索、救助、消火及び避難誘導活動	3-41
第2款 医療活動等の実施.....	3-43
第3款 特殊な治療活動等への対応.....	3-45
第2節 緊急輸送活動及び代替輸送	3-47
第3節 こころのケア対策の実施.....	3-51
第4節 遺体の保存、身元確認等の実施.....	3-53
第5節 雑踏事故の応急対応.....	3-55
第6節 危険物等への対策の実施.....	3-56
第7節 災害情報の提供と相談活動の実施	3-59
第1款 災害広報の実施.....	3-59
第2款 各種相談の実施.....	3-61

第1章 基本方針

1 計画の目的

災害応急対策を迅速かつ円滑に展開するため、緊急時の情報収集、伝達体制、組織体制、防災関係機関相互の連携の仕組みを盛り込んだ応急活動体制及び必要な対策について定める。

2 各機関の応急対策の概要

大規模事故災害による被害は、局地的に発生するため、基本的には事業者等及び市が中心となって対応することとし、県は、原則として市等からの要請に基づき、市等で対応できない場合に市等の支援を行う。また、防災関係機関は、災害の規模・態様に応じて本編に定める応急対策のうち、必要な対策を実施する。

(1) 航空災害

必要に応じ、捜索、救助、消火、医療活動等を実施する。

(2) 鉄道災害

必要に応じ、救助、消火、医療活動等を実施する。

(3) 道路災害等

道路構造物の被災等により大規模な通行障害等が発生した場合、道路管理者は速やかに国土交通省（近畿地方整備局）及び県に連絡する。雑踏事故の場合、行事等の主催者等は、消防局、県警察本部及び県に連絡する。市は、県より情報を入手する。

また、車両等の交通による人の死傷又は物の損壊があったときは、当該車両の運転者その他の乗務員は直ちに車両等の運転を停止して、負傷者を救護し、道路における危険を防止する等、必要な措置を講じるとともに、最寄りの警察官に報告する（道路交通法第72条）。

さらに、必要に応じ、市は、救助、消火、医療活動等を実施する。

航空災害

事項	市（消防）
事故等の発生	・ 事故等発生の特報の受領・伝達 ・ 消防職員等を事故発生現場に派遣し、情報収集
組織の設置	・ 現場指揮本部等の設置
関係機関等との連携促進	・ 関係機関との密接な連携 ・ 必要に応じて県等へ応援要請
（捜索）	・ 消防職員、消防団員等による捜索活動
救助	・ 負傷者数及び搭乗者数の把握 ・ 現場応急救護所の設置 ・ 搭乗者の救助活動
消火	・ 消火救難活動 ・ 必要に応じて、警戒区域の設定
二次災害防止 避難誘導	・ 航空機が人家密集地域へ墜落した場合等被害が拡大する場合には、迅速に立入禁止区域を設定し、地域住民等の避難誘導
医療	・ 現場応急救護所で重傷度に応じた分類及び必要な応急手当の実施 ・ 医療機関と連携をとった医師、救護班の派遣及び搬送先医療機関の確保 ・ 対応可能な医療機関等への分散搬送
危険物等への対策	・ 危険物等の漏洩の場合、物質の特定、現場の安全確認、負傷者等の移動、除染等必要な措置を実施
関係者への情報伝達	・ 関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供

鉄道災害

事項	市（消防）
事故等の発生	・ 事故等発生の特報の受領・伝達 ・ 災害状況の早急な把握
組織の設置	・ 現場指揮本部等の設置
関係機関等との連携促進	・ 関係機関との密接な連携 ・ 消防相互応援協定締結先への応援要請
救助	・ 現場応急救護所の設置 ・ 救助活動 ・ 必要により列車切断 (トンネル内、地下鉄の事故では進入口が限定されることに配慮した救出活動を実施)
消火	・ 消火救難活動 (トンネル内での火災では、密閉空間のため、濃煙、熱気等に配慮した活動を実施)
二次災害防止 避難誘導	・ 脱線した鉄道車両が高架から人家集中地域や道路に転落するおそれがある場合等被害の拡大防止のため、立入禁止区域の設定、地域住民等の避難誘導を実施

事項	市（消防）
医療	・ 現場応急救護所で重傷度に応じた分類及び必要な応急手当の実施 ・ 対応可能な医療機関等への分散収容 ・ 医療機関と連携をとった医師、救護班の派遣及び搬送先医療機関の確保 ・ 重傷の負傷者を遠方の医療機関に搬送する場合の必要に応じた県へのヘリコプターの派遣要請
危険物等への対策	・ 危険物の漏洩等の場合、現場の安全確認、物質の特定、負傷者等の移動、除染等必要な措置の実施 ・ 危険物の漏洩等の場合、必要に応じ、管轄の警察署の協力を得て、付近住民の避難誘導を実施 ・ 必要に応じ、県に専門家の紹介を要請
関係者への情報伝達	・ 関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供

道路災害

事項	市（消防）
事故等の発生	・ 事故等発生の通報の受領・伝達 ・ 災害状況の早急な把握
組織の設置	・ 現場指揮本部等の設置
関係機関等との連携促進	・ 関係機関との密接な連携 ・ 消防相互応援協定締結先への応援要請
救助	・ 現場応急救護所の設置 ・ 救助活動 （高速道路での災害では、事故現場へのアクセスに配慮した救出活動を実施）
消火	・ 消火活動 （トンネル内火災の場合には濃煙、熱気等に配慮した消火活動を実施）
医療	・ 現場応急救護所で重傷度に応じた分類及び必要な応急手当の実施 ・ 対応可能な医療機関等への分散収容 ・ 医療機関と連携をとった、医師、救護班の派遣及び搬送先医療機関の確保
危険物等への対策（高速道路での危険物の流出の場合は別紙）	・ 危険物の漏洩等の場合、現場の安全確認、物質の特定、負傷者等の移動、除染等必要な措置の実施 ・ 危険物の漏洩等の場合、必要に応じ、管轄の警察署の協力を得て、付近住民の避難誘導を実施 ・ 必要に応じ、県に専門家の紹介を要請
関係者への情報伝達	・ 関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供

高速道路での危険物流出の場合

事項	市（消防）
事故等の発生	・ 事故等発生の通報の受領・伝達 ・ 災害状況の早急な把握
組織の設置	・ 現場指揮本部等の設置

事項	市（消防）
関係機関等との連携促進	・関係機関との密接な連携 ・消防相互応援協定締結先への応援要請 ・現場指揮（出動した各機関は、原則として、警察又は消防の指揮の下に活動。また、状況に応じて協議を実施）
救助	・救助活動 ・多数の負傷者が発生した場合、安全な場所に現場応急救護所を設置
消火	・火災・爆発鎮圧
二次災害防止 避難誘導	・警戒区域の設定 ・避難指示 (避難指示は、毒性ガスの発生、火災の拡大等付近住民に被害が発生する場合に実施) ・周辺広報の実施
医療	・現場応急救護所で重症度に応じた分類及び必要な応急手当の実施 ・対応可能な医療機関等への分散収容 ・医療機関と連携をとった、医師、救護班の派遣及び搬送先医療機関の確保
危険物等への対策（物質特定）	・物質の特定 ・処理方法の確認 ・拡大防止
（防除）	・資機材所在確認 ・処理実施 (積載物質の毒性等の性状、また火災の発生等を考慮しながら、回収等の作業を実施)

雑踏事故の場合

事項	市（消防）
事故等の発生	・事故等発生の通報の受領・伝達 ・災害状況の早急な把握
組織の設置	・現場指揮本部等の設置
関係機関等との連携促進	・関係機関との密接な連携 ・消防相互応援協定締結先への応援要請
救助	・現場応急救護所の設置 ・救助活動
医療	・現場応急救護所で重症度に応じた分類及び必要な応急手当の実施 ・対応可能な医療機関等への分散収容 ・医療機関と連携をとった医師、救護班の派遣要請及び搬送先医療機関の確保
関係者への情報伝達	・関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供

〔災害時業務計画〕大規模事故等に対する応急活動計画

第2章 迅速な災害応急活動体制の確立

第1節 情報の収集・伝達

【担当局】 災対統制局、災対保健医療局、災対消防公安局

【実行局等】 兵庫県、兵庫県警察、海上保安庁、自衛隊

【趣旨】

災害発生時における情報の収集・伝達を防災関係機関が連携して迅速、的確に行うために必要な事項を定める。

航空機事故、列車事故、大規模交通事故、雑踏事故等の突発重大事故が発生した場合、防災関係機関が連携して情報の収集・伝達を迅速、的確に行う。

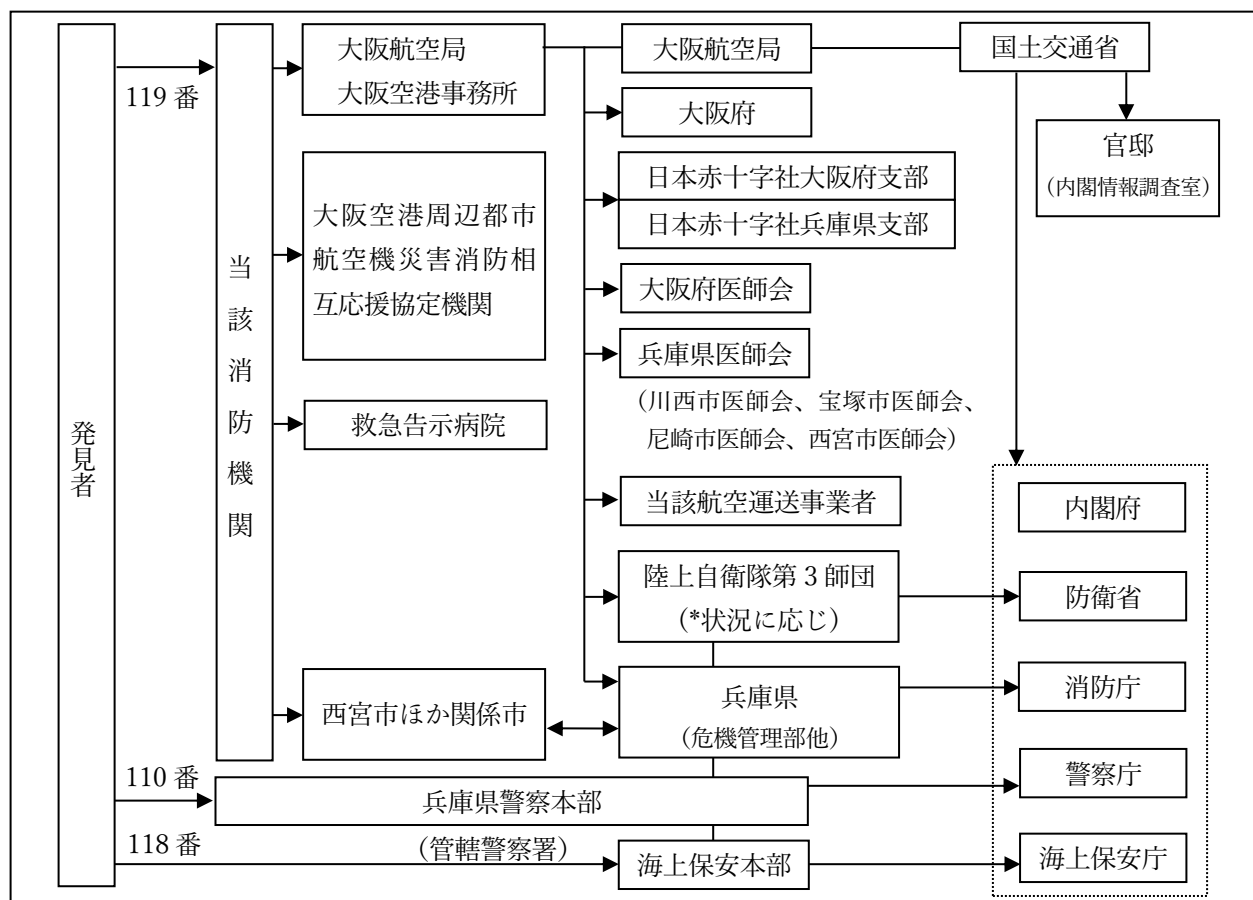
【大規模事故災害の種類】

- 航空事故災害
- 鉄道事故災害
- 道路事故災害
- 雑踏事故災害

1 航空事故災害の第一報の情報伝達

市内及び大阪国際空港の周辺において航空機事故による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（例：墜落等の可能性がある場合等）の情報等の伝達系統は次のとおりとし、災害発生が予測される通報を受けた消防局は以下に準じて必要関係機関に通報する。

航空事故災害における情報伝達系統図

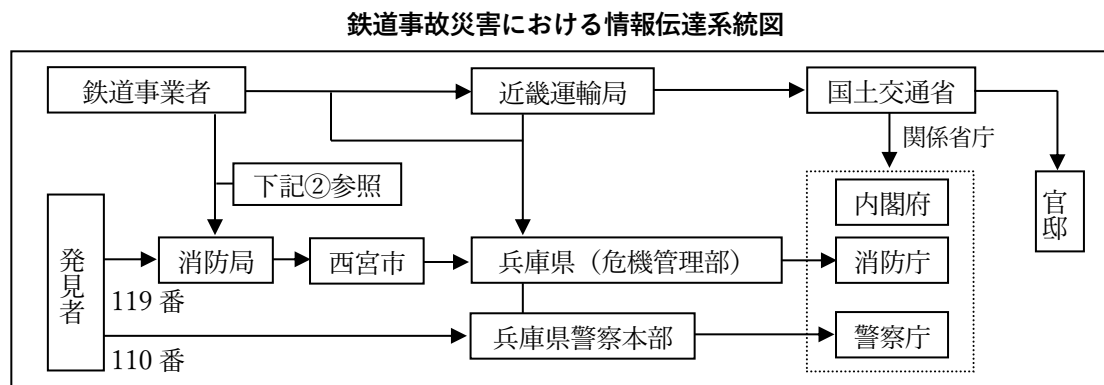


- ① 航空運送事業者は、自己の運搬する航空機について緊急事態又は事故が発生した場合には、速やかにその情報を国土交通省及び県に連絡する。
- ② 入手した情報を県、関係機関等へ連絡する。
- ③ 大阪空港周辺都市航空機災害消防相互応援協定
15 都市（大阪市、堺市、豊中市、東大阪市、池田市、吹田市、八尾市、松原市、柏原羽曳野藤井寺消防組合、高石市、尼崎市、西宮市、伊丹市、宝塚市、川西市の各消防本部）の区域内において、航空機の墜落等による大規模な災害が発生した場合に相互に応援することを定めた協定。
- ④ 大阪航空局大阪空港事務所による「大阪国際空港緊急計画」の対象となる区域は、原則として空港内及び周辺で、空港のほぼ中心点をさす標点から半径9km内の範囲をいい、上記系統図の関係市とは、兵庫県内ではこの範囲内にある伊丹市、川西市、宝塚市、尼崎市及び西宮市を指す。
- ⑤ 空港周辺での緊急事態において、事故等の位置関係の特定は「大阪国際空港緊急計画」に示された大阪国際空港周辺グリットマップの座標により連絡される。
- ⑥ 県内における関係機関（海上保安本部、陸上自衛隊第3師団、県警察本部、県、市町、消防本部）は、相互に情報を交換する。（兵庫県地域防災計画より）

資料4-4「大阪国際空港周辺都市航空機災害消防相互応援協定」参照
資料13-3「大阪国際空港周辺グリットマップ」参照

2 鉄道事故災害の第一報の情報伝達

鉄道事故による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の伝達系統は次のとおりとし、関係機関（県警察本部、県、市、消防局）は相互に情報を交換する。なお、危険物等の漏えい等の場合は、「第3編第3章第6節 危険物等への対策の実施」による。

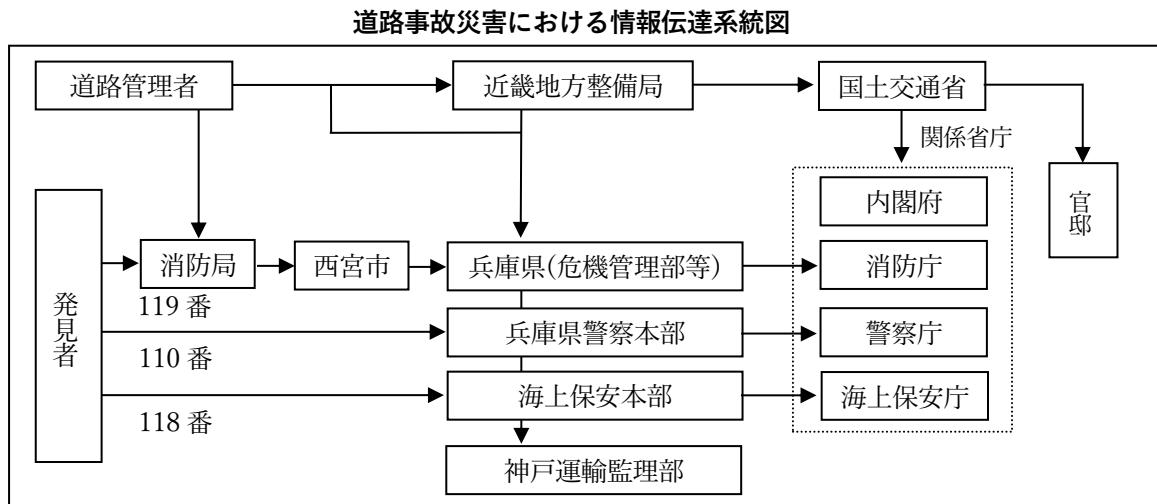


- ① 大規模な鉄道災害が発生した場合、鉄道事業者は、速やかに国土交通省（近畿運輸局）、県及び市（消防局）に連絡する。また、鉄道の運転の業務に従事する者は、事故が発生した場合、その状況を冷静に判断し、速やかに安全適切な処理をとり、特に人命に危険の生じたときは、全力を尽くしてその救助に努める。（昭和 26 年 7 月 2 日運輸省令第 55 号運転の安全の確保に関する省令）
- ② 入手した情報を県、関係機関等へ連絡する。

資料4-5「鉄道事故時の安全対策に関する覚書」参照

3 道路事故災害等の第一報の情報伝達

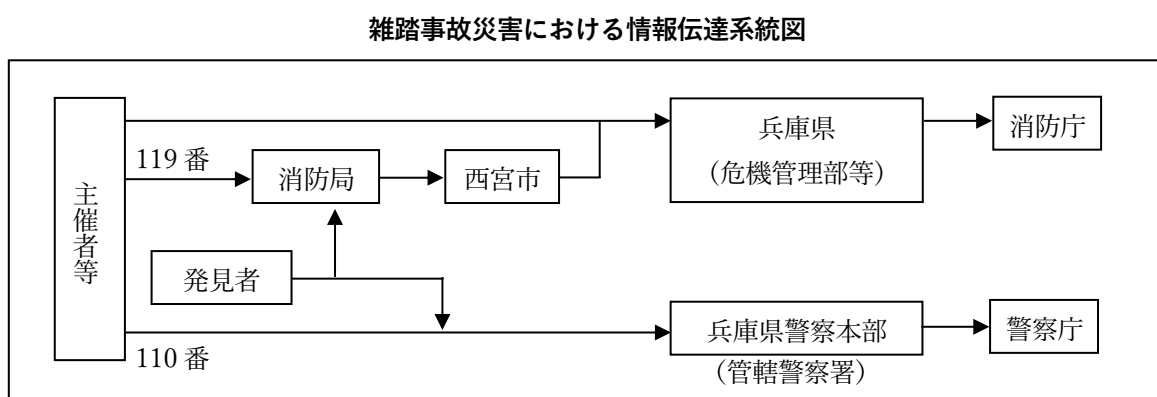
道路構造物の被災による災害、大規模交通事故による災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報等の伝達系統は次のとおりとし、関係機関（海上保安本部、県警察本部、県、市、消防局）は相互に情報を交換する。なお、危険物等の漏えい等の場合は、「第3章第6節 危険物等への対策の実施」による。



- ① 道路構造物の被災等により大規模な通行障害等が発生した場合、道路管理者は速やかに国土交通省（近畿地方整備局）及び県に連絡する。また、車両等の交通による人の死傷又は物の損壊があったときは、当該車両の運転者その他の乗務員は直ちに車両等の運転を停止して、負傷者を救護し、道路における危険を防止する等、必要な措置を講じるとともに、最寄りの警察署に報告する。（道路交通法第72条）
- ② 入手した情報を県、関係機関等へ連絡する。

4 雑踏事故災害の第一報の情報伝達

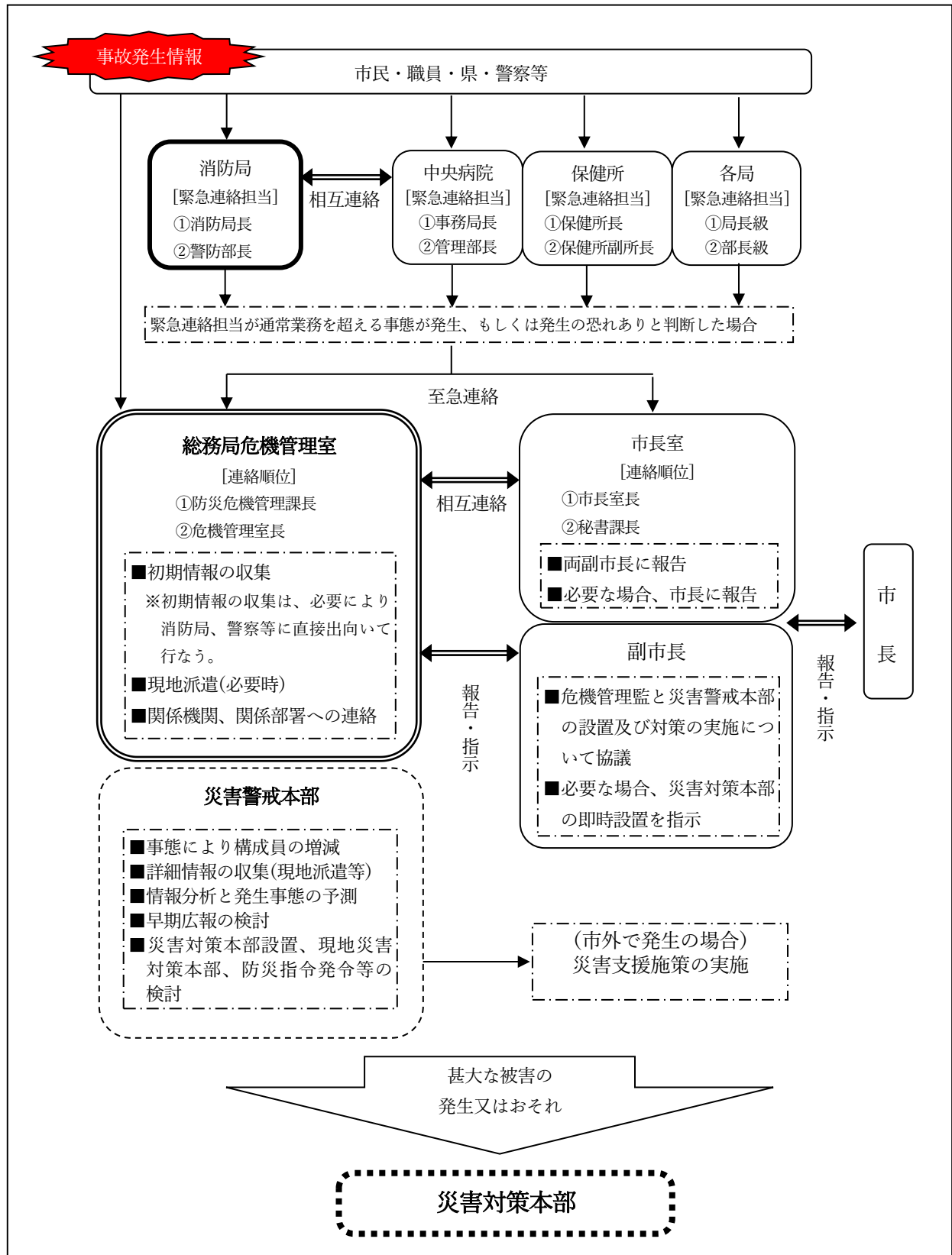
雑踏事故（歩道上の事故等を含む）が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報等の伝達系統は次のとおりとし、関係機関（県警察本部、県、市、消防局）は相互に情報を交換する。



雑踏事故の場合、行事等の主催者は、消防局、各警察署等に連絡を行う。

5 災害情報等の収集、報告等

事故災害は、初期段階での事故概要の把握が困難な点を踏まえ、市域及び近隣市で発生し、又は発生するおそれがある事故に対し、速やかに応急対策を実施するため、初期段階で次のような組織対応、運用により情報の収集・伝達・指示を行う。



- ① 職員派遣による現地調査は、二次災害に注意し、消防局との連携を原則とする。
- ② 各段階においては、今後に発生が予測される事態に必要な動員配備体制に留意する。医療関係部局とは、事故情報が十分でない場合であっても事前に配備体制等の確認を行う。
- ③ 近隣市で発生し、又は発生するおそれがある場合においても、速やかに緊急応急対策、支援施策等を実施できるよう情報の収集・伝達を行う。

(1) 収集の方法

火災、事故又は災害（以下、この節において「災害等」という。）の状況及びこれに対してとられた措置に関する情報（以下、この節においては「災害情報等」という。）を収集する。

その際、当該災害等が自らの対応力のみでは十分な対策を講じることができないような災害等である場合は、至急その旨を県に通報するとともに、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速な当該情報の報告に努める。

(2) 報告基準

以下の種類の災害等が発生したときは、原則として覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で県に災害情報等を報告する。

ア 火災

(ア) 交通機関の火災

- 航空機、列車又は自動車の火災で次に掲げるもの。
- ・航空機火災（火災発生のおそれのあるものを含む。）
 - ・トンネル内の車両火災
 - ・列車火災

(イ) その他

特殊な対応態様の火災等の消防上特に報告の必要があると思われるもの。

（例） 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等の運搬に係る事故のうち、周辺地域住民に影響を与えるもの又はそのおそれがあるもの、その他大規模なもの

- （例）・死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの（発生するおそれがあるものを含む。）
- ・負傷者が5名以上発生したもの（発生するおそれがあるものを含む。）
 - ・爆発により周辺に被害を及ぼしたもの（及ぼすおそれがあるものを含む。）
 - ・周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの
 - ・海上、河川への危険物等流出事故
 - ・高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故
 - ・その他、事故の発生形態、被害の態様から社会的に影響度が高いと認められるもの

ウ 救急・救助事故

- ① 死者5名以上の救急事故
 - ② 死者及び負傷者の合計が15名以上の救急事故
 - ③ 要救助者が5名以上の救助事故
 - ④ 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上を要した救助事故
 - ⑤ 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故
 - ⑥ 消防職員及び消防団員の救急・救助事故に伴う重大事故
 - ⑦ 自衛隊に災害派遣を要請したもの。
 - ⑧ その他社会的に影響度が高い救急・救助事故
- (例)・列車の衝突、転覆等による救急・救助事故
- ・バスの転落による救急・救助事故
 - ・ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故
 - ・不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
 - ・全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

エ 災害

- ① 災害救助法の適用基準に合致するもの。
- ② 災害対策本部を設置したもの。
- ③ 災害による被害に対して、国の特別の財政的援助を要するもの。
- ④ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる程度のもの。
- ⑤ ①～③に定める災害になるおそれのある災害

(3) 報告系統

県に災害情報等を報告する。

通信の不通等により県に報告できない場合及び緊急報告を要する場合、内閣総理大臣に対して直接災害情報等を報告する。ただし、その場合にも市は県との連絡確保に努め、連絡がとれるようになった後は、県に対して報告する。

(4) 災害情報の収集・伝達手段

- ① 災害情報等の報告を行う機関は、災害の発生を覚知したときは、速やかにフェニックス防災端末に情報を入力する。
- ② 市は、あらかじめ県が指定する時間ごとに市域の災害情報等を取りまとめ、フェニックス防災端末に入力する。
- ③ 災害情報等の報告を行う機関は、必要に応じて有線若しくは無線電話又はFAXなども活用する。
- ④ 有線が途絶した場合は、兵庫衛星通信ネットワーク（衛星系・地上系）、警察無線等の無線通信施設等を利用する。
必要に応じ、他機関に協力を求め、通信手段を確保する。
- ⑤ すべての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段をつくして伝達するよう努める。

(5) 報告内容

ア 緊急報告

次の場合、第一報を県に対してだけでなく消防庁に対しても、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。

- ① 交通機関の火災（航空機火災（火災の発生のおそれのあるものを含む。）、トンネル内車両火災、列車火災）
- ② 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故
- ③ 救急・救助事故

死者及び負傷者が 15 名以上発生し又は発生するおそれのある救急・救助事故で次にあげるもの

- a 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
- b バスの転覆等による救急・救助事故
- c ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故
- d 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
- e その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

多くの死傷者が発生する等、消防局への通報（電話・来庁を問わない）が殺到した場合、直ちに消防庁、県（災害対策本部、地方本部経由）それぞれに対し報告する。消防庁に対しては、県を経由することなく直接報告し、その旨、県にも後で報告する。

報告内容は必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、通報受信状況の概要で足りることとし、把握できている異常事象に係る情報があれば適宜補足する。報告は様式にこだわらず、原則としてフェニックス防災端末、又はそれにより難い場合は衛星電話や FAX 等最も迅速な方法で行う。

イ 災害概況即報

報告すべき災害等を覚知したとき直ちに第一報を県（災害対策本部、地方本部経由）に報告し、災害等の初期段階で被害状況が十分把握できていない場合には、速やかに人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的信息も含め、〔災害概況即報〕の様式により把握できた範囲から逐次、県（災害対策本部、地方本部経由）へ連絡する。

特に、災害等が自らの対応力のみでは十分な対策を講じることができない規模であると予想される場合は、至急その旨を県（災害対策本部、地方本部経由）へ報告する。

災害等の規模に関する情報は必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、災害等の規模を推定できるなんらかの情報で足りる。至急の報告は様式にこだわらず、原則としてフェニックス防災端末、又はそれにより難い場合は衛星電話、FAX 等最も迅速な方法で行う。

ウ 被害状況即報

被害状況に関する情報を収集し、〔被害状況即報〕の様式により、県（災害対策本部、地方本部経由）に報告する。

内容が重要と判断される情報を入手したときは、県が指定する被害状況に関する情報をとりまとめる時間に関係なく随時報告する。

エ 災害確定報告

応急措置完了後速やかに県（災害対策本部、地方本部経由）に文書で災害確定報告を行う。

オ その他

本計画に定めるほか、災害等に関する報告事項については、災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）により行う。

〔災害時業務計画〕大規模事故等に対する応急活動計画

第2節 動員の実施

【担当局】 災対総務局

【実行局等】 全災対局

【趣旨】

市における大規模事故等発生時等の職員の動員（参集・配備）体制について定める。

災対各局長は、発令される防災指令の種類に応じて、あらかじめ作成した災害動員計画に基づいて所定の職員を動員配備する。ただし、原則、動員計画には、国・県等他の自治体（及び行政関係の機関）で勤務する職員、保育所・学校園に勤務する職員（高校に勤務する一般行政職を除く）、会計年度任用職員（A・B）は含まない。会計年度任用職員 A は、主に通常業務の継続面から本部動員職員を支援する。

また、公益的法人への専任派遣の職員は、所属団体の指揮に従うため、原則、動員計画には含めないが、実情や業務内容、体制等を考慮し、各災対局と個別に調整する。

なお、災害の規模及び態様等によっては災害動員計画にかかわらず、職員数を増強又は縮小して動員・配備できる。

1 防災指令発令の様式

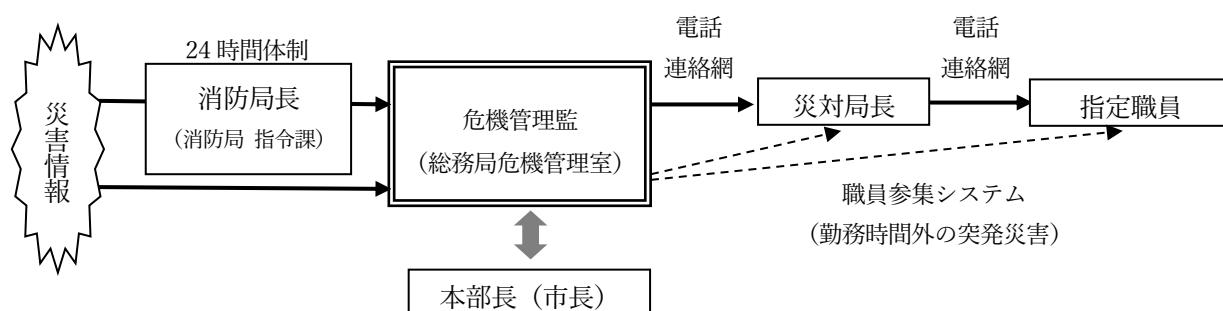
① 全職員に適用する場合の例

・「全市防災指令第〇号」と発令する。

② 都度、指定する局等の職員のみ適用する場合の例

・「〇〇局防災指令第1号、□□局災害警戒指令…」と発令する。

【防災指令の指令伝達フロー】



2 職員が参集する場所

原則、所属の職場とする。ただし、交通機関の途絶や災害の状況により、所属先に直行が困難な場合や所属職場の施設が被災する可能性がある場合は、居住地に近い支所やあらかじめ各所属で定められた代替施設等に参集する。

なお、情報伝達の際に、出勤場所を指定した場合は、その指定場所に出動する。

（1）勤務時間外の参集

災害が発生し、又は発生のおそれがあり、防災指令が発令された場合は、電話連絡網等により速やかに情報伝達を行い、指定職員は出動する。

3 その他の対策要員の指定

(1) 技術者等の動員

災害対策を実施するため、技術者が不足し、又は緊急の必要があると認めるときは、従事命令又は協力命令を発し、技術者その他の災害対策要員の確保を図る。

(2) 赤十字奉仕団等の動員

災害応急対策を実施するため、必要に応じて、赤十字奉仕団及び自治会、婦人会、青年団等の自主防災組織に協力を求め、災害対策要員の確保を図る。

〔災害時業務計画〕本部設置運営計画

第3節 組織の設置

【担当局】災対統制局、災対総務局

【実行局等】全災対局

【趣旨】

市における大規模事故等発生時等の防災組織について定める。

当該事故に対し大規模事故災害として災害対策本部等の設置により対応する場合は、以下の点に留意して適切に行う。

- ① 状況により職員を派遣する場合は、二次災害の可能性に十分留意して行う。
- ② 被災状況により現地救護所設置を検討する。
- ③ 捜索、救助、医療などの初期対応においては、被害者情報の集約と共有が重要であることを踏まえ、必要により関係機関による現地調整組織の設置を検討する。
- ④ 近隣市で発生した事故においても、必要に応じ、災害の拡大等による影響を考慮して、速やかに応急対策を実施できるよう準備をすすめる。

1 災害対策（警戒）本部を設置する

（1）防災指令の発令

西宮市域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、必要な災害対応体制を取るため、市長は、防災指令、災害警戒指令、連絡員待機指令を発令する。

なお、必要に応じて危機管理監が市長に代わり発令することができる。

資料2-4「西宮市防災指令要綱」参照

（2）災害対策（警戒）本部の設置

ア 災害警戒本部

危機管理監は、西宮市域で災害が発生、又は発生する恐れがある場合など、総合的な警戒態勢、又は応急対策が必要なときは、西宮市災害警戒本部を設置する。

災害警戒本部は、市域に係る災害に関する情報を収集し、災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針の検討を行い、並びにその方針に沿って災害予防、又は災害応急対策を関係機関等と連携して実施する。

イ 災害対策本部

市長は、西宮市域で災害が発生、又は発生する恐れがある場合など、強力で総合的な警戒態勢、又は応急対策が必要なときは、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、西宮市災害対策本部を設置する。

災害対策本部は、市域に係る災害に関する情報を収集し、災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を検討し、並びにその方針に沿って災害予防、又は災害応急対策を関係機関等と連携して実施する。

【災害警戒本部及び災害対策本部の設置基準】

体制	基準
災害警戒本部	災害警戒指令が発令された場合
災害対策本部	防災指令第1～3号が発令された場合

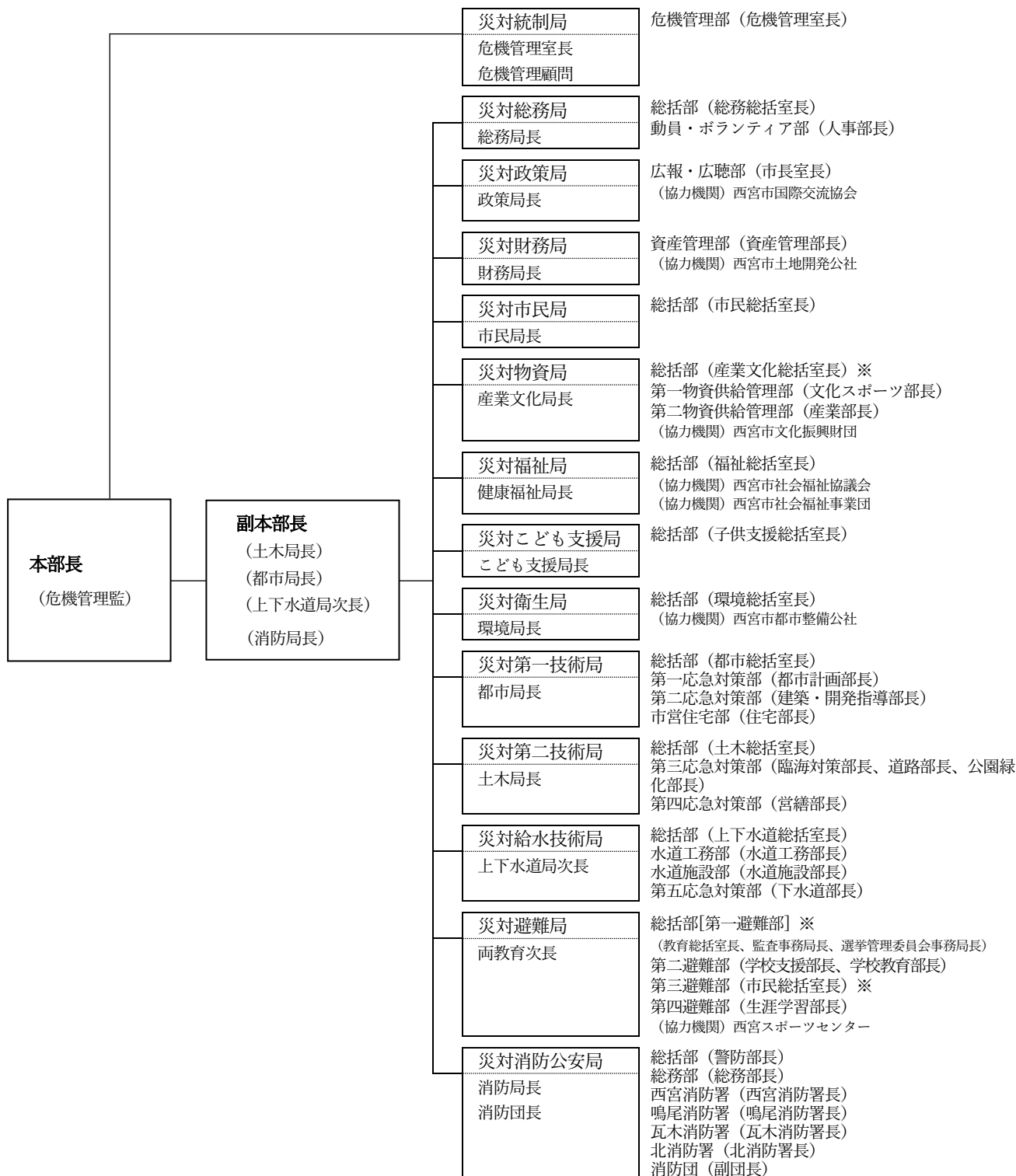
資料1-2「西宮市災害対策本部条例」参照
資料2-2「西宮市災害対策本部設置要綱」参照
資料2-3「西宮市災害警戒本部設置要綱」参照

2 災害警戒本部の運営

(1) 災害警戒本部の組織

ア 災害警戒本部の組織

【災害警戒本部組織図】



注)「※」の部は、複数の担当部局で構成している。

イ 災害警戒本部の構成員

【災害警戒本部の構成員】

役職	担 当	所掌事務 概要
本部長	危機管理監	警戒本部の事務を総理し、所属職員を指揮監督する。
副本部長	土木局長 都市局長 上下水道局次長 消防局長	災害警戒本部長を補佐する。
本部員	災害警戒本部に属する 上記以外の各局長等	災害警戒本部会議を構成し、災害応急対策の方針等を決定するとともに、所管局の災害応急対策事務を総括調整する。
対策部長	災害警戒本部に属する 各部長等	局長を補佐し、各部の災害対策事務を総括調整する
対策職員	災害警戒本部に属する 各職員	上司の命を受け、災害対策事務に従事する。

(2) 災害警戒本部の運営

ア 災害警戒本部室の設置場所

災害警戒本部室の設置場所は、原則として市役所第二庁舎（危機管理センター）4階対策本部室とする。ただし、使用不可及びその他必要な場合には、使用可能な施設に設置する。

イ 作戦室の設置

災対統制局は、災害警戒本部の作戦室を、市役所第二庁舎（危機管理センター）4階オペレーションルームに設置する。ただし、使用不可及びその他必要な場合には、使用可能な施設に設置する。

作戦室では、市民窓口（受付）を開設し、市民等からの被害情報を収集するとともに、応急対策の立案及び指示を行う。

ウ 災害警戒本部の設置（廃止）の通知

危機管理監は、災害警戒本部を設置し、又は廃止したときは、速やかに県知事、関係機関等に通知する。

エ 指揮権限の代行（危機管理監が不在、又は連絡不能な場合）

災害警戒本部の設置及び指揮は、危機管理監の権限により行われるが、危機管理監の判断を仰ぐことができない場合は、下記の順位により行う。

なお、代行者は事後速やかに危機管理監にこれを報告し、その承認を得る。

【災害警戒本部指揮権 代行順位】

第1位	土木局長
第2位	都市局長
第3位	上下水道局次長
第4位	消防局長

オ 災害警戒本部の活動

災害警戒本部は、主に次の活動を行う。

【災害警戒本部の活動概要】

- 災害情報等の収集・伝達
- 被害情報の収集・伝達
- 河川、土砂災害警戒区域等の警戒、監視
- 小規模かつ局所的な災害への応急対策活動
- 自主避難等を含めた避難活動への対応
- 市民・報道機関等への情報伝達
- 各部局所管施設の状況把握
- 防災関係機関等との連絡調整

カ 災害警戒本部会議の開催

災害警戒本部長は、災害警戒本部会議を開催し、災害情報や各所管施設の被害状況の共有や、災害応急対策の基本方針を決定する。

また、災害警戒本部会議の構成員は、会議の開催が必要と判断したときは、本部長に要請することができる。

キ 災害警戒本部の事務分掌

災害警戒本部の事務分掌は、後述する「災害対策本部の事務分掌」に準拠する。

ク 災対技術局担当区域

市内全域に及ぶ災害発生時には、災対第一技術局、及び災対第二技術局、並びに災対給水技術局が、あらかじめ定めた担当区域において、災害対応に当たる。

ただし、災害発生及び被災状況により、災害警戒本部長あるいは災害警戒本部会議の判断に基づき、区域を変更するなど臨機に運用する。

資料7-8「災対技術局及び災対給水技術局担当区域」参照

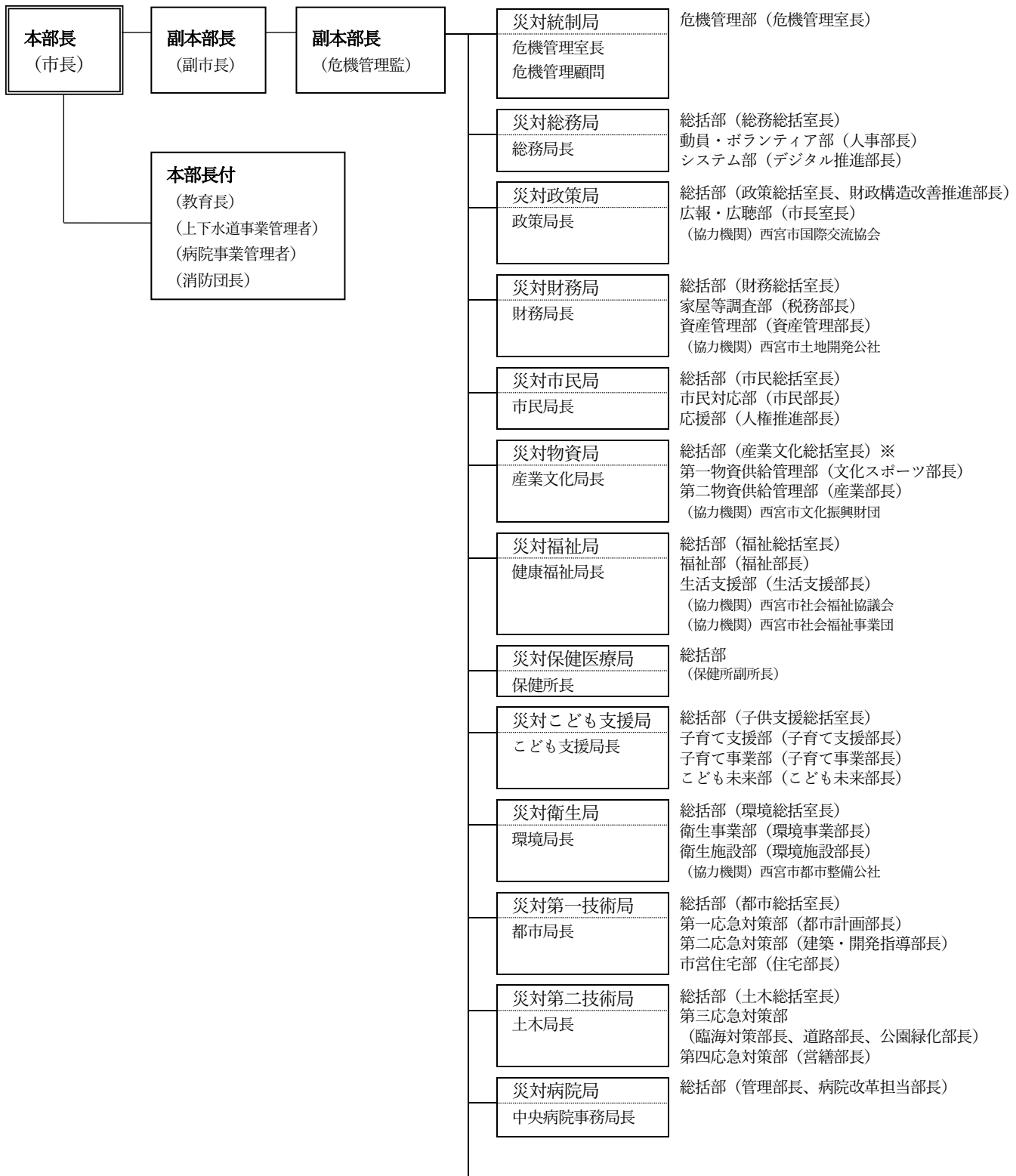
3 災害対策本部の運営

(1) 災害対策本部の組織

ア 災害対策本部の組織

各災対局は、災害の発生状況及び災害の経過等に伴って、他局と協力して対策にあたる。

【災害対策本部組織図】





注) 「※」の部は、複数の担当部局で構成している。

注) 保健師は、災害時に平常時の分散配置の枠を外し、統括的な役割を担う保健師（統括保健師）の指示のもとに災害対応を行う活動体制に切り替える。

イ 災害対策本部の構成員

【災害対策本部の構成員】

役職	担 当	所掌事務 概要
本部長	市長	本部の事務を総理し、所属職員を指揮監督する。
副本部長	副市長、 危機管理監	本部長を助け、本部長に事故あるときは、その職務を代行する。
本部員 (本部長付)	教育長、上下水道事業 管理者、病院事業管理 者、消防団長	本部長を補佐する。
本部員 兼 災対局長	各局長等、 危機管理顧問	本部会議を構成し、災害対策の方針等を決定するとともに、所管局の災害対策事務に従事する。
本部連絡員	各局で指定された職員	本部連絡員は、本部員を補佐し、情報の収集・伝達、資料の収集等を行う。
災対総括部長	各局総括室長	本部員の命を受け、各局内の災害対策事務を総括調整する。
災対部長	各部長	本部員の命を受け、所管部の災害対策事務に従事する。
災対総括課長	各局総括課長	災対総括部長を補佐し、各局内の災害対策事務を総括調整する。
災対課長	各課長	上司の命を受け、所管課の災害対策事務に従事する。
災対職員	各課員	上司の命を受け、災害対策事務に従事する。

(2) 災害対策本部の運営

ア 災害対策本部室の設置場所

災害対策本部室の設置場所は、原則として市役所第二庁舎（危機管理センター）4階対策本部室とする。

イ 作戦室の設置

災害対策本部の作戦室（市民窓口）の設置場所は、災害の規模に応じて市役所第二庁舎（危機管理センター）4階オペレーションルームとする。

作戦室では、市民窓口（受付）を開設し、市民等からの被害情報を収集するとともに、応急対策の立案及び指示を行う。

ウ 代替施設の特定

大規模地震等の発生により市役所第二庁舎（危機管理センター）が使用できなくなった場合は、「災害対策本部等の代替施設一覧」の中から、耐震性・災害危険度・その他の機能等から総合的に判断して代替施設を選定し、災害対策本部を設置する。

資料8-5「災害対策本部等の代替施設一覧」参照

エ 災害対策本部の設置（廃止）告示

市長は、西宮市災害対策本部条例第2条に基づき、災害対策本部を設置したときは、当該本部の名称、設置の場所および期間を、また当該本部を廃止したときは、その旨を、直ちに告示する。

オ 災害対策本部の設置（廃止）の通知

本部長は、災害対策本部を設置し、又は廃止したときは、速やかに県知事、関係機関等に通知する。

カ 現地対策本部の設置

被災地において応急活動拠点を設置する必要があるときは、被災地の近くに現地対策本部を設置する。

【現地対策本部の構成】

●設置場所

被災地に近い支所等の市有施設、学校

●現地対策本部長及び本部員

本部長は、災害対策本部の副本部長、本部員の中から必要な者を、現地対策本部長及び本部員として指名する

●活動内容

・被災現場での指揮

・関係機関との連絡調整

キ 指揮権限の代行(市長が不在、又は連絡不能な場合)

本部の設置及び指揮は、市長の権限により行われるが、市長の判断を仰ぐことができない場合の災害対策に係る必要な意思決定等については、下記の順位により行う。

なお、代行者は事後速やかに市長にこれを報告し、その承認を得る。

【本部指揮権 代行順位】

- | | |
|-----|-------|
| 第1位 | 副市長 |
| 第2位 | 危機管理監 |
| 第3位 | 消防局長 |

ク 本部会議の開催

本部長は、本部会議を開催し、災害情報や各所管施設の被害状況の共有や、災害応急対策の基本方針を決定する。

また、本部会議の構成員は、会議の開催が必要と判断したときは、本部長に要請することができる。

ケ 災対局総括部担当者会議の開催

本部会議の補完、また各災対局間の活動連携の強化及び状況認識の統一を図るため、災対局総括部担当者（災対総括部長及び災対総括課長）会議を開催する。なお、開催については、適宜必要に応じて災対統制局が招集する。

また、各災対局総括部担当者は、会議の開催が必要と判断したときは、災対統制局に要請することができる。

コ 災害対策本部各局の事務分掌

災害対策本部各局の事務分掌は、次の「災害対策本部の事務分掌」のとおりとし、災害対策本部設置時には、その事務遂行が通常業務よりも優先される。また、各災対局内における事務分担は、各局長の裁量により取り決められる。

なお、各事務分掌に割り当てられた担当局部は、その事務遂行の中心的なセクションとして位置付けられるものであり、災害状況及び被害発生規模によっては、臨時編成体制を執り業務に当たる場合もある。

【災害対策本部の事務分掌】

局	主な事務
災対統制局 (危機管理室長) (危機管理顧問)	1 人命救助・救出・捜索等に関する事。 2 避難誘導等に関する事。 3 自局の人員状況の把握、動員参集、本部連絡調整に関する事。(総括部) 4 他局への業務応援に関する事 5 広域応援の受入れ及び連絡調整に関する事。 6 本部の設置及び廃止に関する事。 7 本部会議、災対総括担当者会議の開催に関する事。 8 災害応急対策に係る情報収集及び伝達、かつ全般の調整に関する事。 9 被害状況の関係機関への報告に関する事。 10 気象及び地震等の情報収集に関する事。 11 自衛隊派遣要請に関する事。 12 国、県等関係機関との連絡調整に関する事。 13 各局との連絡調整及び活動状況の取りまとめに関する事。 14 他市町村等への応援派遣措置及び連絡調整に関する事。 15 自主防災組織に関する事。 16 避難情報発令に関する事。 17 災害復旧・復興計画等の企画立案に関する事。
災対総務局 (総務局長)	1 人命救助・救出・捜索等に関する事。 2 避難誘導等に関する事。 3 他局への業務応援に関する事 4 広域応援の受入れ及び連絡調整に関する事。 5 自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関する事。(総括部) 6 災害資料の収集整理及び印刷に関する事。 7 各局の人員状況の取りまとめに関する事。 8 職員の動員配置及び各局の配置調整に関する事。 9 職員の給食及び衛生管理に関する事。 10 応援設備に関する事。 11 応急復旧の進捗状況に合わせた組織、動員体制の検討と配置調整に関する事。 12 ボランティア関係団体及びボランティア等との連絡調整並びに受入れ及び配置に関する事。 13 その他動員に関する事。 14 災害に伴う各種データの作成、管理及び情報処理に関する事。
災対政策局 (政策局長)	1 人命救助・救出・捜索等に関する事。 2 避難誘導等に関する事。 3 他局への業務応援に関する事。 4 広域応援の受入れ及び連絡調整に関する事。 5 自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関する事。(総括部) 6 災害復旧・復興計画等の企画立案に関する事。 7 局内及び他局業務の応援に関する事。 8 見舞い者等への応接及び秘書に関する事。 9 被災外国人に対する情報提供及び相談に関する事。 10 海外からの応援協力等に対する連絡調整に関する事。 11 災害に関する写真、ビデオ等による記録に関する事。 12 報道機関との連絡調整及び災害広報に関する事。 13 避難情報等の広報に関する事。 14 避難者情報の入力補助に関する事(大規模災害時)。 15 その他広報に関する事。 16 その他広聴に関する事。

局	主な事務
災対財務局 (財務局長)	- 人命救助・救出・捜索等に関する事。 - 避難誘導等に関する事。 - 他局への業務応援に関する事。 - 広域応援の受入れ及び連絡調整に関する事。 - 自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関する事。(総括部) - 市有財産(文教施設、地域市民施設は除く)の被害調査に関する事。 - 車両等の整備・配分に関する事。 - 車両及び応急災害用資機材の借上に関する事。 - 家屋調査等に関する事。 - 罹災証明等に関する事。 - 罹災届出証明等に関する事。 - 民間被災建物等被害の調査及び調査資料の整理に関する事。 - 災害見舞金等支給条例にかかる被災調査に関する事。 - 災害応急対策にかかる財政措置に関する事。 - 災害救助費関係資料の作成及び報告に関する事。
災対市民局 (市民局長)	- 人命救助・救出・捜索等に関する事。 - 避難誘導等に関する事。 - 他局への業務応援に関する事 - 広域応援の受入れ及び連絡調整に関する事。 - 自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関する事。(総括部) - 支所管轄区域内の災害情報の収集及び災害対策本部との連絡に関する事。 - 支所管轄区域内における各局の活動への協力に関する事。 - 市民・被災者からの問合せ、相談、要望等に対する応対に関する事。 - 電話等による被害通報の受付及び通報の整理伝達に関する事。 - その他市民との応対に関する事。
災対物資局 (産業文化局長)	- 人命救助・救出・捜索等に関する事。 - 避難誘導等に関する事。 - 他局への業務応援に関する事 - 広域応援の受入れ及び連絡調整に関する事。 - 自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関する事。(総括部) - 食料及び生活必需品の調達、確保及び管理に関する事。 - 食料及び生活必需品の分荷、供給に関する事。 - 炊き出し用食材等の調達、供給に関する事。 - 他市町村等への救援物資の調達、提供に関する事。 - その他物資調達、供給に関する事。 - 樋門、スクリーンに係る農会との調整に関する事。(農政課)
災対福祉局 (健康福祉局長)	- 人命救助・救出・捜索等に関する事。 - 避難誘導等に関する事。 - 他局への業務応援に関する事 - 広域応援の受入れ及び連絡調整に関する事。 - 自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関する事。(総括部) - 要配慮者に関する事。 - 福祉避難所の開設及び管理に関する事。 - 日本赤十字社その他福祉関係団体との連絡調整に関する事。 - 義援金、援助金、見舞金等の配分に関する事。 - 災害弔慰金に関する事。 - 被災者生活再建支援金等に関する事。(但し調査を除く) - 災害ボランティアセンターに関する事。(社会福祉協議会) - その他被災者の福祉に関する事。

局	主な事務
災対保健医療局 (保健所長)	1 人命救助・救出・捜索等に関する事。 2 避難誘導等に関する事。 3 他局への業務応援に関する事 4 広域応援の受入れ及び連絡調整に関する事。 5 自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関する事。(総括部) 6 医師会等医療関係機関との連絡に関する事。 7 医療ボランティアの受入れ及び調整に関する事。 8 被災者の保健医療及び相談に関する事。 9 防疫に関する事 10 救護所の開設及び救急医薬品等の調達に関する事。 11 被災地区住民の疫学調査、健康調査に関する事。 12 その他保健医療に関する事。
災対こども支援局 (こども支援局長)	1 人命救助・救出・捜索等に関する事。 2 避難誘導等に関する事。 3 他局への業務応援に関する事 4 広域応援の受入れ及び連絡調整に関する事。 5 自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関する事。(総括部) 6 要配慮者に関する事。 7 福祉避難所の開設及び管理に関する事。 8 その他被災者の福祉に関する事。
災対衛生局 (環境局長)	1 人命救助・救出・捜索等に関する事。 2 避難誘導等に関する事。 3 他局への業務応援に関する事 4 広域応援の受入れ及び連絡調整に関する事。 5 自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関する事。(総括部) 6 死亡者の収容及び埋火葬に関する事。 7 防疫作業に関する事。 8 葬祭業者等に対する協力要請に関する事。 9 じんかい収集等広域応援の受け入れ、調整に関する事。 10 し尿収集及び終末処理に関する事。 11 仮設トイレの設置等に関する事。 12 じんかい収集及び処理に関する事。 13 水路の清掃に関する事。 14 樋門、スクリーンの巡視、状況調査に関する事。 15 災害応急対策にかかる環境に関する事。 16 その他衛生に関する事。 17 ガレキの処理に関する事 18 倒壊家屋に関する事
災対第一技術局 (都市局長)	1 人命救助・救出・捜索等に関する事。 2 避難誘導等に関する事。 3 他局への業務応援に関する事 4 広域応援の受入れ及び連絡調整に関する事。 5 自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関する事。(総括部) 6 災害復旧・復興計画等の企画立案に関する事。 7 土木建築業者等との連絡調整に関する事。 8 被害状況の収集に関する事。 9 所管工事現場の災害防止に関する事。 10 宅地相談その他二次災害の予防に関する事。 11 危険箇所等確認巡視及び災害応急対策に関する事。 12 宅地及び建物応急危険度判定に関する事。 13 道路障害物の除去及び道路啓開に関する事。 14 民間住宅の応急修理に係る県との調整に関する事。 15 公共土木施設等の被害調査及び災害復旧に関する事。 16 その他土木建築の技術面に関する事。 17 応急仮設住宅の建設に関する事。 18 応急仮設住宅の管理に関する事。 19 電話等による被害通報の受付及び通報の整理伝達に関する事。

局	主な事務
災対第二技術局 (土木局長)	1 人命救助・救出・捜索等に関する事。 2 避難誘導等に関する事。 3 他局への業務応援に関する事 4 広域応援の受入れ及び連絡調整に関する事。 5 自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関する事。(総括部) 6 災害復旧・復興計画等の企画立案に関する事。 7 土木建築業者等との連絡調整に関する事。 8 被害状況の収集に関する事。 9 所管工事現場の災害防止に関する事。 10 二次災害の予防に関する事。 11 危険箇所等確認巡視及び災害応急対策に関する事。 12 道路障害物の除去及び道路啓開に関する事。 13 公共土木施設等の被害調査及び災害復旧に関する事。 14 その他土木建築の技術面に関する事。 15 樋門、スクリーンの巡視、状況調査に関する事。 16 海岸保全施設に関する事。 17 水路清掃の指示に関する事。 18 電話等による被害通報の受付及び通報の整理伝達に関する事。 19 災害応急対策にかかる緑化に関する事。 20 応急仮設住宅の建設に関する事。
災対病院局 (事務局長)	1 人命救助・救出・捜索等に関する事。 2 避難誘導等に関する事。 3 広域応援の受入れ及び連絡調整に関する事。 4 自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関する事。(総括部) 5 救急患者の収容及び診療に関する事。 6 医療材料の調達・供給に関する事。 7 その他病院に関する事。
災対給水技術局 (上下水道局次長)	1 人命救助・救出・捜索等に関する事。 2 避難誘導等に関する事。 3 他局への業務応援に関する事 4 広域応援の受入れ及び連絡調整に関する事。 5 自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関する事。(総括部) 6 各団体、関係業者との連絡に関する事。 7 応急復旧用諸資材の調達及び会計に関する事。 8 広域給水応援の受け入れ、調整に関する事。 9 ダム関係施設の貯水放流に関する事。 10 送配水の応急措置に関する事。 11 被災地の応急給水に関する事。 12 施設の被害調査及び応急復旧の工事に関する事。 13 緊急送配水工事に関する事。 14 工業用水道の被害状況の調査並びに施設の応急復旧に関する事。 15 その他の給水に関する事。 16 電話等による被害通報の受付及び通報の整理伝達に関する事。 17 災害復旧・復興計画等の企画立案に関する事。 18 土木建築業者等との連絡調整に関する事。 19 被害状況の収集に関する事。 20 所管工事現場の災害防止に関する事。 21 二次災害防止に関する事。 22 危険箇所等確認巡視及び災害応急対策に関する事。 23 道路障害物の除去及び道路啓開に関する事。 24 公共土木施設等の被害調査及び災害復旧に関する事。 25 その他土木建築の技術面に関する事。 26 ポンプの維持・操作・水門・樋門等の開閉操作及び指揮、スクリーンの巡視に関する事。 27 海岸保全施設の操作に関する事。

局	主な事務
災対避難局 (両教育次長)	1 人命救助・救出・捜索等に関する事。 2 避難誘導等に関する事。 3 他局への業務応援に関する事 4 広域応援の受入れ及び連絡調整に関する事。 5 自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関する事。(総括部) 6 避難所の開設及び管理に関する事。 7 幼児児童生徒の安全対策に関する事。 8 応急教育の実施に関する事。 9 社会教育の応急対策に関する事。 10 教育施設等の被害の調査及び復旧に関する事。 11 学用品等の給与に関する事。 12 文化財の保護に関する事。 13 その他避難所及び文教対策に関する事。
災対消防公安局 (消防局長) (消防団長(兼務))	1 人命救助・救出・捜索等に関する事。 2 避難誘導等に関する事。 3 自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関する事。(総括部) 4 消火及び救出救助に関する事。 5 救急に関する事。 6 消防団との連携に関する事。 7 消防活動状況の把握及び記録に関する事。 8 災害情報の収集連絡に関する事。 9 被害状況の把握及び記録集計に関する事。 10 気象観測に関する事。 11 関係機関との連絡調整に関する事。 12 広域消防応援の受入れ及び調整に関する事。 13 避難指示に関する事。 14 自主防災組織に関する事。 15 西宮市消防協力隊に関する事。 16 その他消防に関する事。
災対議会担当局 (議会議務局長)	1 人命救助・救出・捜索等に関する事。 2 避難誘導等に関する事。 3 他局への業務応援に関する事 4 広域応援の受入れ及び連絡調整に関する事。 5 自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関する事。(総括部) 6 議会及び議員に関する事。
災対会計局 (会計室長)	1 人命救助・救出・捜索等に関する事。 2 避難誘導等に関する事。 3 他局への業務応援に関する事 4 広域応援の受入れ及び連絡調整に関する事。 5 自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関する事。(総括部) 6 災害応急関係経費の支払いに関する事。 7 義援金、見舞金等の受付・出納に関する事。 8 その他経費の支払に関する事。

サ 業務の引き継ぎの実施

災害対策本部の設置期間の長期化への対応や、円滑な業務継続、職員の交代等が可能となるよう、各災対局は、庁内に導入されている各種システム、グループウェア等を活用し、部局間及び担当者間の業務引き継ぎを速やかに支障なく行う。

シ 他の部局への応援職員の配備

本部長は、災害時の各部局の業務実態に応じて、他部局へ応援職員を配備するよう各局長に指示することができる。この場合、他部局に配備された応援職員は、配置先の部局長の指示に従う。

ス 本部連絡員(本部員の補助事務)

各本部員は、必要に応じて、所属職員の中から本部連絡員を指名し本部室に派遣する。

本部連絡員は、本部員を補佐し、情報の収集・伝達、資料の収集等を行う。

セ 関係機関調整室

本部と各防災関係機関との間で、より密接な連携が必要と認められる場合には、災害対策本部に防災関係機関連絡室を設置し、当該防災関係機関へ連絡員の派遣を要請する。

(3) 災害対策本部事務局の強化

これまで、危機管理室単独で事務局を組織していたが、市長を補佐する参謀機能を有した本部事務局となるよう関係する部署を加え、また、機能別に4つの班を置き、体制を強化する(図1参照)。

【事務局の機能区分と組織】



ア 総務班(災害対策本部会議の庶務担当)

担当：総務総括室を主体に、総務局全体で業務にあたる。

機能：災害対策本部会議の運用に係る事務を行う。(本部室・オペレーションルームの設営、資料、議事録の作成、共有等) 害対策本部室の設置場所

イ 広報・広聴班(広報、メディア対応)

担当：市長室(広報・広聴部)を主体に、政策局全体で業務にあたる。

機能：広報担当/災害対応時の広報、メディア対応(記者会見含む)の管理業務を行う。

広聴担当/市民等からの電話、メール及び来庁等による通報受付に関する管理業務を行う。

ウ 情報・調整班(情報収集、分析、評価、共有の担当)

担当：危機管理室を主体に、総務局全体で業務にあたる。

機能：総括指揮担当/本部長の意思決定を支援する参謀として、特に初動期の実質的な災害対応案(避難指示等)の決定、また、想定外の災害対応の分配協議などオペレーションルーム全体の総括指揮を行う。

情報分析担当/広報・広聴班が受付けた通報、調整班が入手した関係機関からの情報、情報・調整班自らが取得した情報を総合的に分析、評価を行い、2次情報として整理する。

情報伝達担当/2次情報を庁内に共有し、「防災情報システム」に係る情報伝達を行う。

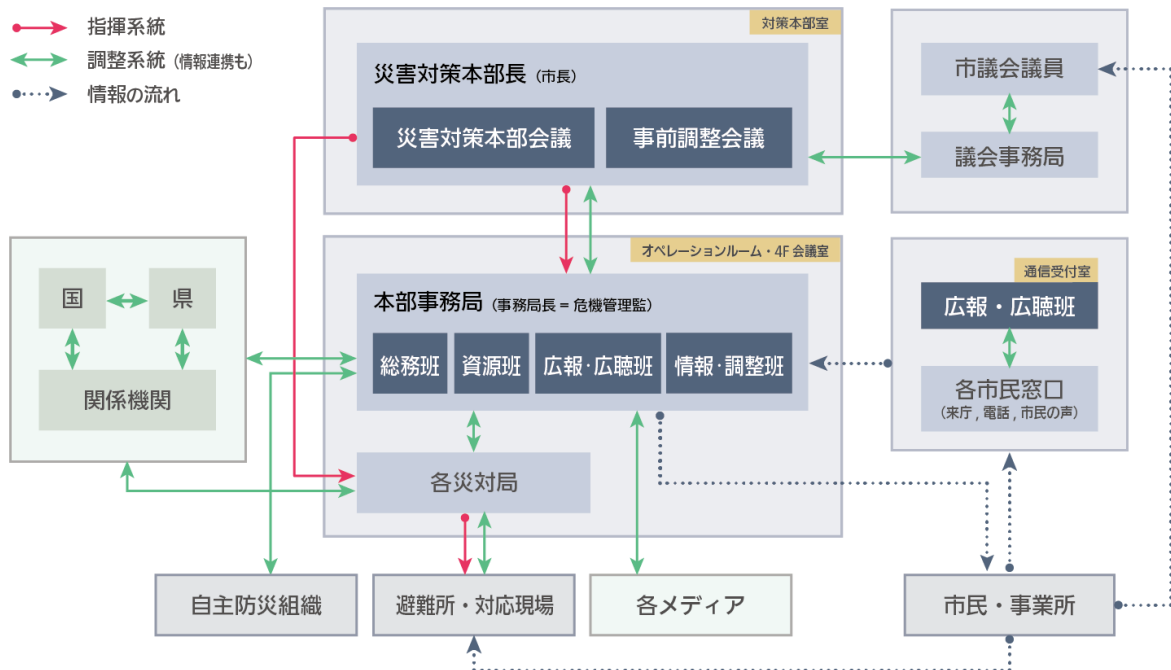
調整担当/本部長指示の伝達、関係機関、部局間の渉外、調整(総合調整)、自衛隊の災害派遣要請に関する業務を行う広報・広聴班(広報、メディア対応)

エ 資源班（人的資源、物的資源の調整）

災害対応時の人的資源と物的資源に関する、ロジスティクス業務を行う。

- ・避難所や物資搬入業務など人員が不足する業務の人員調整として、市職員、外部からの応援職員の調整、応援職員の宿泊地の確保等に関する業務（人的資源）
- ・不足する車両や資器材の確保、罹災証明書発行の受付といった災害対応業務に必要な作業スペースや応援職員の執務スペースの確保（物的資源）。報・調整班（情報収集、分析、評価、共有の担当）

【災害対策本部の指揮・調整系統と情報の流れ】



〔災害時業務計画〕本部設置運営計画

第4節 防災関係機関等との連携促進

第1款 関係機関との連携

【担当局】 災対統制局、災対総務局、災対消防公安局

【実行局等】 全災対局、国土交通省、兵庫県、兵庫県警察、海上保安庁、自衛隊

【趣旨】

市における大規模事故等発生時の災害応急対策の実施に当たり、国、県、市町をはじめ防災関係機関・団体等の連携に関する事項について定める。

1 高速道路に係る消防相互応援協定・覚書

高速道路における消防業務の責任分担や応援を定めた協定・覚書が定められており、関係機関はこれに基づいた消防活動を行う。

また、県内の高速道路及び自動車専用道路を対象とする危険物運搬車両等の事故への対応として、「兵庫県危険物運搬車両事故防止対策指針」が定められており、中部近畿産業保安監督部近畿支部、県、県警察本部、消防機関、道路管理者等は、この指針に従い対応する。

2 市に対する応援（県の措置）

（1）他の都道府県に対する応援要請

- ① 近畿府県との相互応援協定に基づく応援要請
- ② 隣接府県との相互応援協定に基づく応援要請（岡山県、鳥取県）
- ③ 隣接府県等との相互応援協定に基づく応援要請（新潟県）
- ④ 全国都道府県における広域応援協定に基づく応援要請
- ⑤ その他の応援要請

（2）市に対する応援

- ① 市長からの応援要請に対する協力（災害対策基本法第68条）

知事は、市長から応援を求められ、又は応急措置の実施を要請されたときは、要請を拒む正当な理由がない限り、必要な協力を行うこととする。
- ② 市町間の応援に対する指示（災害対策基本法第72条）

知事は、特に必要があると認めるときは、市町長に対し、他の市町を応援すべきことを指示することができることとする。
- ③ 市長の事務の代行（市が事務をできない状態にある場合）
 - ア 知事による避難の指示等の代行（災害対策基本法第60条第6項～8項）
 - イ 知事による応急措置の代行（災害対策基本法第73条）

3 市の措置

(1) 災害対策基本法に基づく応援要請

- ① 知事等に対する応援要請（災害対策基本法第68条）
- ② 他の市町長に対する応援要請（災害対策基本法第67条）

指定地方行政機関の長や他の市町長に対する長期にわたる職員派遣の要請及び知事のあっせんについては、災害対策基本法第29条～第30条第1項、地方自治法第252条の17の規定による。

(2) 周辺市町との連携

- ① 事故発生地の周辺市町は、必要に応じて、問い合わせ窓口の設置、支援情報の提供、こころのケアの実施等にあたる。
- ② 県及び事故発生地の市町は、当該市町の周辺市町等との情報共有に努める。
- ③ 周辺市町は、必要に応じて、事故発生地の市町の災害対策本部に職員を派遣し、連絡調整を図るなど、事故発生地の市町との連携強化に努める。

4 消防局の措置

大規模事故災害時における広域消防応援体制

- ① 兵庫県広域消防相互応援協定に基づく応援（消防組織法第39条）
- ② 非常事態の場合の知事の指示（消防組織法第43条）

非常事態の場合において、緊急の必要があるときは、知事の指示権の発動を要請し、人的確保に努める。

- ③ 消防庁長官への応援要請（消防組織法第44条）

市長は、県内の消防力で対応が困難な場合、知事を通じ、消防庁長官に対し、緊急消防援助隊、大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱に基づくヘリコプターの応援を要請する。

5 関係機関の連携強化

県、県警察本部、関係市町、自衛隊、海上保安本部、災害拠点病院等の医療機関及び事業者等と、必要に応じ、可能な限り隣接して現地指揮所等を設営するとともに、事故現場における協議調整の場として現地調整所を設ける。

現地調整所には、関係機関の現場の責任者等を配置し、相互の役割分担を明確にするとともに、共通の対応方針のもと、救助、消火、避難誘導及び医療活動等の応急対策活動を展開する。

〔災害時業務計画〕 応援要請・受援・応援派遣計画、大規模事故等に対する応急活動計画

第2款 自衛隊への派遣要請

【担当局】 災対統制局

【実行局等】 災対総務局、兵庫県、兵庫県警察、自衛隊

【趣旨】

市における大規模事故等発生時等に人命又は財産の保護のため、自衛隊に対し部隊等の派遣を要請する手続及び派遣内容について定める。

1 派遣要請（自衛隊法第83条第1項）

（1）災害派遣要請の方法

- ① 市長は、大規模事故災害時、人命又は財産の保護のため、自衛隊の災害派遣を要請する必要があると認める場合、阪神南県民センター長、西宮警察署長、甲子園警察署長等と十分連絡をとり、次の事項を明らかにして、知事に対し、自衛隊の派遣要請をするよう求めることができる。

この場合において、市長は、必要に応じてその旨及び市の地域に係る災害の状況を関係自衛隊の長に対して通知する。

なお、派遣要求に当たっては、災害派遣の基準となる三要件（緊急性、公共性、非代替性）の適合に留意し要求する。

- ② 市長は、通信の途絶等により、知事に対して前記①の要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を自衛隊に通知することができる。

この場合において、自衛隊は、その事態に照らし特に緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、部隊等を派遣することができる。

- ③ 市長は、前記②の通知をしたときは、速やかに知事にその旨を通知しなければならない。

- ④ 知事は、事態の推移に応じ自衛隊の派遣を要請する必要があると決定した場合には、直ちにその旨を市に連絡する。

- ⑤ 要請（要求）の手続き

ア 市長が知事に対し派遣要請を要求する場合は、文書により行うが、特に、緊急を要する場合においては、口頭又は電信若しくは電話で要求し、じ後、速やかに文書を提出する。

イ 要請内容

（ア）災害の状況及び派遣を要請する理由

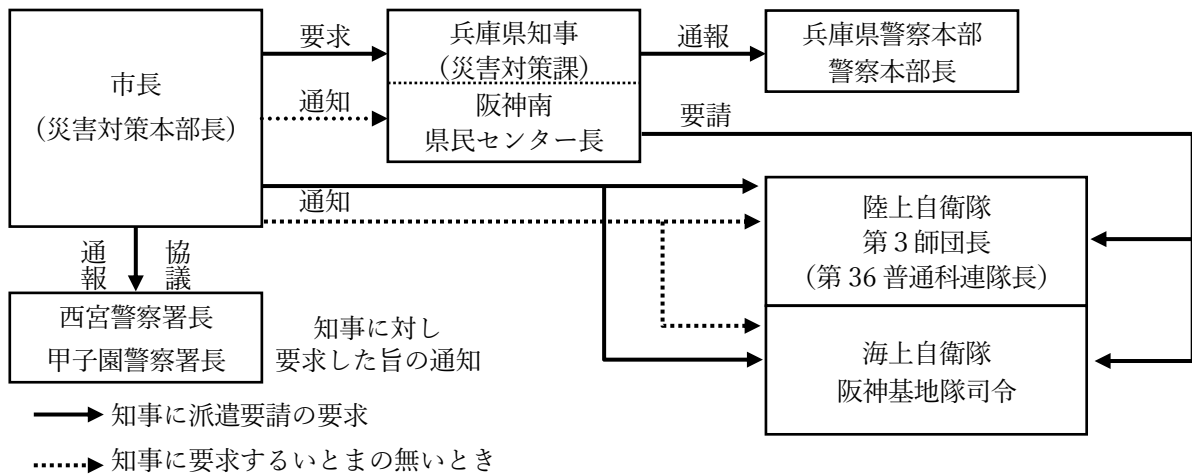
（イ）派遣を希望する期間

（ウ）派遣を希望する区域及び活動内容

（エ）その他参考となるべき事項

- ・ 要請責任者の職氏名
- ・ 災害派遣時における特殊携行装備又は活動種類
- ・ 派遣地への最適経路
- ・ 連絡場所及び現場責任者氏名並びに標識又は誘導地点及びその標示

○ 派遣及び撤収要請手続経路



(2) 要請先等

ア 要請先

区分	あて先	所在地
陸上自衛隊	第3師団長	伊丹市広畑1の1
海上自衛隊	阪神基地隊司令	神戸市東灘区魚崎浜町37
航空自衛隊	(第3師団長経由)	

イ 連絡先

区分		電話番号	
		勤務時間内	勤務時間外
県	(災害対策本部設置時)	(078)362-9900 (時間内外とも)	
	災害対策本部事務局	FAX(078)362-9911~9912 (時間内外とも)	
	(災害対策本部未設置時)	(078)362-9988	(078)362-9900
	災害対策課 (防災・危機管理班)	FAX(078)362-9911~9912	FAX(078)362-9911~9912
自衛隊	第3師団 (第3部防衛班)	(072)781-0021 内線 3734,3735 FAX3724	(072)781-0021 内線 3301 (司令部当直) FAX3301
	第3特科隊 (第3科)	(0792)22-4001 内線 650,238 FAX239	(0792)22-4001 内線 302 (当直司令) FAX398
	第36普通科連隊 (第3科)	(072)782-0001 内線 4037,4038 FAX4034	(072)782-0001 内線 4004 (当直司令) FAX4034
	阪神基地隊 (警備科)	(078)441-1001 内線 230 FAX239	(078)441-1001 内線 220 (当直幹部) FAX389

注) 緊急文書をFAXで送信する場合は、事前又は事後にその旨電話連絡し、確実性を期すること。

(3) 任務分担

ア 県（災害対策本部）

現場責任者を現地に派遣し、現地（市町等）と自衛隊間の折衝及び調整を行う。

イ 県警察本部（災害警備本部）

「大規模災害に際しての警察及び自衛隊の相互協力に関する協定」に基づき、移動を確保するために必要な協力を行う。

ウ 市

- ① 活動実施期間中の現場責任者の指定
- ② 派遣部隊の活動に必要な資機材の準備（自衛隊の装備に係るものを除く。）
- ③ 派遣部隊の宿泊施設又は設営適地の準備
- ④ 派遣部隊の誘導処置（市内への進入経路及び集結地点又は救援物資の受取場所等の選定及び誘導）

(1) 自衛隊による自主派遣

自衛隊においては、災害の発生が突発的で、その救援が緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等を派遣することとし、事後、できる限り早急に知事等に連絡し、所要の手続をとる。

【自衛隊自主派遣の判断基準】

- 災害に際し、関係機関に対して災害情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
- 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣の要請を行うことができないと認められる場合に、市町長から災害に関する通知、西宮警察署長、甲子園警察署長等から通報を受け、又は、部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
- 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確で、その救援活動が人命救助に関する場合
- その他、上記に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められる場合

また、自主派遣の後に、市長等から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。

2 自衛隊の活動内容

自衛隊が、災害派遣時に実施する救援活動の内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況、要請内容、現地における部隊等の人員・装備によって異なるが、概ね下記の活動を行う。

(1) 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段による情報収集

(2) 遭難者等の搜索救助

行方不明者、負傷者等の搜索救助（通常他の救援活動等に優先して実施）

(3) 消火活動

利用可能な消防車等その他防火用具（必要な場合は、航空機等）による市消防局への協力（消火剤等は、通常関係機関が提供）

(4) 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合の啓開除去

(5) 応急医療及び救護

被災者に対する応急医療及び救護（薬剤等は通常派遣要請者が提供）

(6) 通信支援

災害派遣部隊の通信連絡に支障を来さない限度で実施

(7) 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は、特に緊急を要する場合に限る。）

(8) 危険物等の保安及び除去

能力上可能なものについて危険物等の保安措置及び除去

(9) その他

その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なもの

3 受入れ態勢

自衛隊の派遣が決定した場合、次の点に留意して派遣部隊の活動が十分に行えるよう努める。

(1) 他の防災関係機関との競合重複の排除

市長、知事及びその他の防災関係機関の長は、自衛隊の活動と他の防災関係機関の活動が競合重複しないよう緊密な連携を図り、より効率的な活動分担を定める。

(2) 活動計画及び資機材の準備

市長及び知事は、自衛隊の活動の円滑な実施を図るため、可能な限り調整のとれた活動計画を立てるとともに、資機材の準備及び関係者の協力を求めるなど、支援活動に支障のないよう十分な措置を講ずる。

(3) 受入れ施設等の確保

市長及び知事は、派遣部隊に対し次の施設等を確保する。

- ① 自衛隊連絡所
- ② ヘリポート
- ③ 駐車場
- ④ 宿营地等

(4) 自衛隊派遣部隊との協議、調整

市、県及び防災関係機関は、自衛隊の災害派遣活動に際しては、相互が緊密に連携し対応する体制を確保する。

4 撤収要請

災害派遣の目的が達成されたとき、又はその必要がなくなったときは、市長は、災害派遣要請の方法に準じて知事に撤収の連絡を行う。

5 経費の負担区分

災害派遣を受けた機関は、原則として自衛隊の救援活動に要した次の経費を負担する。

- ① 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材等（自衛隊装備に係るものを除く。）の購入費、借上料及び修繕費
- ② 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料、借上料、入浴料及びその他付帯する経費
- ③ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水道費及び電話料等
- ④ 派遣部隊の救援活動中発生した損害に対する補償費（自衛隊の装備に係るものを除く。）
- ⑤ 災害派遣部隊輸送のための運搬費（フェリー料金等）
- ⑥ その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と市が協議する。

〔災害時業務計画〕 応援要請・受援・応援派遣計画

第5節 専門家・専門機関等への協力要請

【担当局】 災対統制局

【実行局等】 兵庫県

【趣旨】

大規模事故災害が発生し、又は発生のおそれがあるときなどにおける専門家等への協力要請について定める。

1 専門家・専門機関等の協力

(1) 助言等の要請

専門家・専門機関等の助言や専門家等の派遣を求める必要があると認めるときは、県に協力を要請する。

(2) 経費の負担

専門家・専門機関等の派遣等に要した経費は、県と市で協議の上、負担する。

〔災害時業務計画〕 大規模事故等に対する応急活動計画

第3章 円滑な災害応急活動の展開

第1節 救援・救護活動等の実施

第1款 搜索、救助、消火及び避難誘導活動

【担当局】災対第二技術局、災対消防公安局

【実行局等】国土交通省、兵庫県、兵庫県警察、海上保安庁、自衛隊

【趣旨】

市における大規模事故等発生時等による負傷者や行方不明者を搜索し、救助・保護するための対策について定める。

1 搜索活動

航空災害等において事故現場が不明な場合など必要に応じて、県、県警察本部、市は、大阪航空局等とともに、ヘリコプターなど多様な手段を活用し、相互に連携して搜索を実施する。

2 救助活動

(1) 道路管理者

道路管理者は、関係機関と連携して必要な道路啓開を行うとともに、迅速かつ的確な救助の初期活動に資するよう協力する。

(2) 市

必要に応じ、職員の動員と負傷者等の救助を実施する。

救出活動が困難な場合、県に、可能な限り次の事項を明らかにして、救助活動の実施を要請する。

ア 応援を必要とする理由

イ 応援を必要とする人員、資機材等

ウ 応援を必要とする場所

エ 応援を必要とする期間

オ その他必要な事項

救助活動に当たって、建設資機材が必要な場合、市は、県を通じて県建設業協会に建設資機材の提供を要請する。

(3) 消防局

消防局は、迅速な負傷者等の救助活動を実施する。

消防局長は、他の消防機関の応援を必要とする場合、隣接市町との消防相互応援協定及び県広域消防相互応援協定に基づき、応援を要請する。

市長は、県内の消防力に対応が困難な場合、知事を通じ、消防庁長官に緊急消防援助隊の出動を要請する。

3 消火活動

(1) 事業者等

道路管理者は、市等の要請を受け、迅速かつ的確な初期消火活動に資するよう協力する。

(2) 消防局

消防局は、速やかに火災の発生状況を把握するとともに迅速に消火活動を実施する。

消防局は、化学消防車、化学消火薬剤による消火活動を重点的に実施する。

特に航空災害の場合にあっては、航空機に積載された緊急用酸素の爆発及び航空燃料の燃焼（油火災）に留意し、的確な消火活動を行う。

消防局は、警察署、市等と連携して、地区住民等の生命及び身体の安全を図るとともに、消防活動の円滑化を期するため、必要に応じて、警戒区域を設定する。

発災現場以外の区域の消防機関は、消防局からの要請又は相互応援協定に基づき応援をする。

4 避難誘導活動

列車又は自動車から危険物等が流出し、又はそのおそれがある場合等には、必要に応じて、管轄の警察署の協力を得て付近の住民に対して、避難のための立退きの指示等を行う。

〔災害時業務計画〕大規模事故等に対する応急活動計画

第2款 医療活動等の実施

【担当局】災対保健医療局、災対消防公安局

【実行局等】兵庫県、兵庫県警察、海上保安庁、自衛隊、西宮市医師会

【趣旨】

市における大規模事故等発生時等に、集团的に発生する負傷者等に対して、災害現場でのトリアージ及び応急処置の実施、搬送医療機関の選定、受入医療機関における救急医療の提供に至る一連の災害時の医療活動の原則について定める。

1 実施方法

必要と認める場合は、救護班を現地に派遣するなど、被災者等に対する保健医療活動を実施する。

また、必要に応じ、県へ救護班の現地派遣などを要請する。

(1) 現地救護所の設置

被災地と医療機関との位置関係、あるいは負傷者等の数と搬送能力との問題から、被災地から医療機関への負傷者等の搬送に時間がかかる等の理由で、被災地での対応が必要な場合などには現場応急救護所を設置する。

(2) トリアージの実施

必要に応じ、西宮市医師会等にトリアージや現地における治療活動を実施する医師の派遣を要請する。

(3) 救護班の派遣要請等

- ① 航空災害、特に航空機の墜落等の場合の生存者は多発外傷、広範囲熱傷を主体とする重傷者が多く緊急度が高いことを考慮し、現地への救護班等の派遣要請、医療機関への迅速な搬送など適切な措置をとる。

(→ 「本節第3款 特殊な医療活動等への対応」参照。)

- ② 鉄道災害、道路災害等の場合、車両の破損に伴い救出が困難でかつ治療の緊急度が高い負傷者が発生する可能性を考慮し、必要に応じて現地への救護班の派遣要請等適切な措置をとる。

(4) 負傷者等の搬送先の確保

- ① 負傷者等の搬送については、原則として消防局（警防本部）が搬送先医療機関を確保することとし、下記施設の活用を図る。その際、災害救急医療情報システムを活用し、必要に応じて災害医療コーディネーター等から医療面に関する助言を得て、負傷者等の重症度と緊急度に応じた搬送先医療機関の選定を行う。

ア 救急告示病院・診療所

イ 2次救急医療機関

ウ 災害拠点病院

エ その他の医療施設

オ 現地救護所

- ② 死亡して発見された場合等は、速やかに県警察本部（警察署）に連絡し、死体検視その他所要の処理を行わなければならない。

（５）現場から医療機関への負傷者等の搬送

- ① 搬送担当機関は、トリアージ結果に従って、搬送を実施する。
- ② 搬送車両等が不足する場合は、次の応急措置を講じる。
 - ア 救急指定病院の患者搬送車の活用
 - イ その他の応急的に調達した車両の活用
 - ウ 隣接市町への応援要請
- ③ ヘリコプターによる搬送を要すると判断した場合、県又はドクターヘリ基地病院へヘリコプターの出動を要請する（「兵庫県消防防災ヘリコプター応援要綱」等）。

（ヘリコプターを有する他機関）

 - ・ 他府県消防本部等（「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」による）
 - ・ 自衛隊
 - ・ ドクターヘリ基地病院 等

（６）医薬品等の供給

救護所等で使用する医薬品等を確保する。また、医療機関で使用する医薬品等に不足が生じる場合、災害薬事コーディネーター、県健康福祉事務所等と連携し、補給及び調整を行う。

（７）費用

救急医療対策に要した費用については、現行関係法の適用により処理しうるものは、同法により、その他のものについては、事故発生責任機関の負担とする。

〔災害時業務計画〕大規模事故等に対する応急活動計画

第3款 特殊な治療活動等への対応

【担当局】災対保健医療局、災対消防公安局

【実行局等】災対病院局、兵庫県、兵庫県警察、海上保安庁、自衛隊、西宮市医師会

【趣旨】

航空災害、鉄道災害、道路災害等に伴い発生する、多発外傷、広範囲熱傷等による負傷者への対応、有毒ガス、化学物質等による中毒患者への対応等特殊な治療活動等への対応について定める。

航空災害、鉄道災害、道路災害、雑踏事故等の大規模事故災害に伴い発生する負傷者、多発外傷あるいは広範囲熱傷等による負傷者、さらに、有毒ガス、化学物質等による中毒患者に対して、以下のように対応する。

* 多発外傷とは、身体を頭部・頸部・胸部・腹部・骨盤・四肢などと区分した場合に、複数の身体区分に重度の損傷が及んだ状態をいう。

* 広範囲熱傷とは熱傷が小人の場合全身の10%以上、大人の場合15%～20%以上に及ぶ重度熱傷のこと。

1 現場から医療機関への負傷者の搬送等

現場指揮本部の指示に従って、搬送を実施する。また、搬送車両等が不足する場合は、必要に応じてヘリコプターの出動を要請するなど、あらゆる措置を講じる。

2 多発外傷への対応

(1) 初動対応

消防局等の搬送担当機関、災害医療コーディネーター、医療機関等は、多発外傷の疑いのある負傷者を発見した場合は、直ちに、災害救急医療情報システムに照会するとともに、救急告示の医療機関、災害拠点病院をはじめとする医療機関へ負傷者を搬送する。

消防局は、必要に応じ県ヘリコプターの出動待機を求める。

(2) 二次搬送等

医療機関、消防局は、必要に応じて地域保健医療情報センター、災害拠点病院（災害医療コーディネーター）と連携をとり、二次搬送先を決定し、消防局及び県は、連携して、負傷者の二次搬送を実施する。

3 広範囲熱傷、化学熱傷への対応

(1) 初動対応

消防局等の搬送担当機関、災害医療コーディネーター、医療機関等は、広範囲熱傷又は化学熱傷の疑いのある負傷者等を発見した場合は、災害救急医療情報システムを活用し必要に応じて県消防防災ヘリコプターの出動要請を行うなど、対応可能な医療機関等へ負傷者を搬送する体制を整える。

また、災害救急医療情報システムを活用し、負傷者等の数及び隣接地域を含めた医療機関の受け入れ能力を考慮して、他府県を含めた広域搬送が必要となる可能性がある判断した場合は、県（地域保健医療情報センター又は医務課）に連絡する。

(2) 二次搬送等

医療機関、消防局は、必要に応じて地域保健医療情報センター、災害拠点病院（災害医療コーディネーター）と連携をとり、二次搬送先を決定し、消防局及び県は、連携して、負傷者の二次搬送を実施する。

4 有毒ガス、化学物質等による中毒への対応

(1) 原因物質の特定

中毒患者又はそのおそれのある者を発見した消防局、西宮警察署、甲子園警察署等は、速やかに医療機関に情報提供するとともに、原因物質の特定が困難な場合は、公益財団法人日本中毒情報センター（24 時間対応）に連絡をとり、原因物質の絞り込みを行う。

消防局、保健所、西宮警察署、甲子園警察署、医療機関等の関係機関は、必要に応じ、医療機関等が採取した生体試料（尿、血液等）と、想定される原因物質の情報を提供して、県立健康科学研究所、県警刑事部科学捜査研究所、一般財団法人海上災害防止センター等に検査分析を依頼する。

また、関係機関は、化学物質等による中毒の可能性が考えられる場合には、関係機関相互への情報提供に努める。

(2) 二次搬送等

消防局、医療機関等は、災害救急医療情報システムを活用しつつ、必要に応じて搬送、受入れに当たって除染を行い、二次災害防止等に努める。

医療機関は、解毒剤等が院内にない場合は、卸売業者を通じて確保に努めるとともに、必要に応じ、市に解毒剤の確保を依頼する。

県（薬務課）は、市から要請があった場合等、必要に応じて解毒剤の確保に努める。

医療機関、消防局は、必要に応じて地域保健医療情報センター、災害拠点病院（災害医療コーディネーター）と連携をとり、二次搬送先を決定し、消防局及び県は、連携して、負傷者等の二次搬送を実施する。

5 事故災害における費用負担

救急医療対策に要した費用については、現行関係法の適用により処理しうるのは、同法により、その他のものについては、事故発生責任機関の負担とする。

〔災害時業務計画〕大規模事故等に対する応急活動計画

第2節 緊急輸送活動及び代替輸送

【担当局】 災対統制局、災対財務局、災対第二技術局

【実行局等】 災対物資局、災対消防公安局、兵庫県、兵庫県警察、海上保安庁、国土交通省、自衛隊、
道路管理者

【趣旨】

市における大規模事故等発生時等における安全かつ円滑な緊急輸送活動及び代替輸送について定める。

1 被災情報及び交通情報の収集

道路管理者は、緊密に連携し、道路の点検を行い、被災状況等を把握するとともに、通行の禁止又は制限に関する情報を収集する。

2 陸上交通の確保等

道路管理者は、把握した被災状況等に基づき、通行禁止等の措置をとる。

(1) 道路法（第46条）に基づく応急対策

道路管理者は、道路の損壊その他の事由により、交通が危険であると認められる場合においては、管理する道路の保全と交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行禁止又は制限を行う。

(2) 道路の応急復旧作業

ア 道路啓開の実施

道路管理者は、救急、消防、応急復旧対策等の緊急輸送を確保するため、関係機関と連携を図り計画的に道路啓開を実施する。

イ 応急復旧業務の実施

道路管理者は、建設業界と連携・協力し、災害時に障害物等の除去、応急復旧等に必要な人員、機材等を確保する。また、市は、西宮建設協会との「水防業務及び災害時における応急対策業務に関する協定」に基づき、災害発生時には、必要に応じて障害物等の除去、応急復旧等に必要な人員、機材等の支援要請を行う。

3 航空交通の確保等

あらかじめ指定した候補地の中からヘリコプターの臨時離着陸場を開設する。また、ヘリコプターに緊急物資等を搬入・搬出するために必要な人員を確保する。

4 代替輸送の実施

幹線道路が長時間に渡って使用不能になる場合など必要に応じて、う回路の設定及び周知、交通規制の実施、等の対策を実施する。

5 緊急輸送手段の確保

(1) 緊急車両の調達

災害時における食料や救援資機材の輸送、負傷者や災害活動要員等の輸送に必要な緊急車両については、市が所有する全車両をあてるほか、神戸運輸監理部、一般社団法人兵庫県トラック協会、日本通運株式会社等に、次の点を明示して協力を要請する。なお、輸送業者による輸送及び車両等の借り上げは、国土交通省の許可・届出を受けている料金による。

- ① 輸送を必要とする人員又は物資の品名、数量（重量を含む）
- ② 輸送を必要とする区間
- ③ 輸送の予定日時
- ④ その他必要な事項

【緊急車両要請連絡先】

- ・ 神戸運輸監理部兵庫陸運部
- ・ 一般社団法人兵庫県トラック協会
- ・ 日本通運株式会社 阪神支店
- ・ 阪急バス株式会社 西宮営業所
- ・ 阪神バス株式会社 総務部

資料5-1「災害時応援協定一覧（民間機関等）」参照

(2) 県への応援要請

緊急車両が不足し、県に車両の応援要請するときは、次の事項を明示して要請する。

【要請事項】

- ・ 輸送区間及び借り上げ期間
- ・ 輸送人員又は輸送量
- ・ 車両等の種類及び台数
- ・ 集結場所及び日時
- ・ その他必要事項

(3) 燃料の確保

災害時における緊急輸送活動に必要な燃料の調達・供給は、給油場所を指定し供給する。

(4) 輸送体制

災害対策本部が設置されたときは、公用車及び調達車は、すべて災対財務局資産管理部が集中管理する。ただし、すでに部課に配属されている車両は、災対財務局資産管理部から要請があるまで当該課が実施する応急業務に使用することができる。

車両の運用は、災対財務局資産管理部が災害対策本部各局の要請に基づき使用目的に合わせた適正配車に努める。災対財務局資産管理部は、常に配車状況を把握し、各局の要請に対応する。

また、必要に応じて、道路情報を的確に把握するための地図を関係部署に配布する。

(5) 緊急車両の確認

災害発生時における緊急車両の確認手続は、県知事及び県公安委員会が実施する。交通規制が実施された場合、市が使用する車両は、災対統制局及び災対財務局資産管理部が県知事及び県公安委員会等に緊急車両の申請を行い、確認を得た後、標章並びに証明書の交付を受ける。

6 関係機関への緊急輸送の要請

(1) 海上輸送を要請する

陸上交通による輸送が困難な状況にある場合は、海上保安庁等の関係機関と協議し、人員、物資等の緊急海上輸送を要請する。

また、旅客定期航路を利用して、海上輸送を実施しようとする時は、事業者に対し航路の延長、寄港地の変更、又は増便を要請する。

【海上輸送要請連絡先】

- ・ 第五管区海上保安本部神戸海上保安部 西宮海上保安署
- ・ 神戸運輸監理部

(2) 空中輸送を要請する

緊急を要するときは、災対統制局は、兵庫県又は神戸市を通じて、兵庫県・近畿地方整備局・自衛隊等に、航空機（ヘリコプター）の派遣を要請する。

ア 要請手続

県に対するヘリコプターの支援要請は、西宮市が神戸市消防局警防部司令課に対し手続を行い、事後速やかに所定の要請書を県（消防保安課）に提出する。

神戸市消防局警防部司令課を通じて緊急運航の要請を受けた場合には、防災監（消防保安課長）は、災害の状況及び現場の気象状況を確認の上、出動の可否を決定し、消防防災航空隊長に必要な指示をするとともに、西宮市にその旨を回答する。

ただし、県災害対策本部が設置された場合は、災害対策本部事務局に要請を行う。

イ 要請者において措置する事項

- ① 離発着場の選定
- ② 離発着場における措置（散水、ヘリポート表示、風向表示、ヘリコプターの誘導）

ウ 患者の搬送

患者の搬送については、医師が承認し、同乗するよう措置する。併せて受入先の病院、窓口責任者等について体制の整備を図っておく。

エ 他機関所有ヘリコプターの要請

県は、大規模災害に際して、人命又は財産の保護のため、必要と認める場合は、独自に、あるいは市からの要請に基づき、他機関に対してヘリコプターの出動を要請する。

西宮市が要請する場合も、要請先は、県消防防災ヘリコプターの場合と同様とする。

(ヘリコプターを有する他機関)

- ・ 他府県消防本部等（「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」による）
- ・ 近畿地方整備局（「災害時の応援に関する申し合わせ（H17.6.14）」による）
- ・ 海上保安本部
- ・ 自衛隊 等

〔災害時業務計画〕 庁舎等安全確認・運営計画、公共施設応急活動計画

第3節 こころのケア対策の実施

【担 当 局】 災対保健医療局、災対総務局、災対消防公安局

【実行局等】 災対福祉局、災対こども支援局、災対避難局、兵庫県、西宮市医師会

【趣旨】

市における大規模事故等発生時等における PTSD（心的外傷後ストレス障害）等の精神的不安に対する対応方法について定める。

1 被災者等のこころのケア

大規模事故災害時における PTSD（心的外傷後ストレス障害）等の精神的不安に対し、保健所等が広域支援を得て、次のとおり行う。

- ① 被災者の健康管理や生活環境の整備を行うため、救護所等において、保健師等による巡回相談、訪問指導、健康教育、健康診断等を実施する。
- ② 災害による DSD（災害神経症）、PTSD、生活の激変による依存症候群に対応するため、必要に応じて、救護所等において、心の健康に関する相談窓口を設置する。

2 市職員のこころのケア

市職員にも、災害対応によるストレス、急性ストレス障害及びうつ等の精神的な問題が生じる可能性があるため、市職員のこころの健康の保持・増進に努める。

3 こころのケアに対する相談・普及啓発活動

こころのケアに関する相談訪問活動に努めるとともに、県（精神保健福祉センター、健康福祉事務所等）と連携して情報の提供や知識の普及に努める。

また、県と連携して、心理的影響を把握するために健康調査を実施するとともに、既存の保健活動も活用しながら継続的なケアを行う。

4 児童生徒のこころのケア

- ① 教職員によるカウンセリング
- ② 電話相談等の実施
- ③ カウンセラーの派遣
- ④ 教育相談センター、健康福祉事務所、こども家庭センター等の専門機関との連携
- ⑤ 震災・学校支援チーム（EARTH）の派遣

5 救援活動従事者のメンタルヘルス維持

救助機関等の責任者は、災害時の救援活動に従事した者には PTSD の症状が比較的早期に現れやすいことに留意し、緊張をやわらげ、こころのしこりをほぐすためのスタッフミーティングの開催等に努める。

また、災害時の救援活動現場責任者・指導者は、救援活動従事者の燃え尽きを予防するため、救援活動従事者のストレス反応を常にチェックし、疲労のために仕事の能率が悪くなっていると判断した場合には、業務命令により休養をとらせたりする等の配慮に努める。

6 医療機関と保健所との連携

医療機関及び保健所は、負傷者の病院における治療から、退院後のこころのケアを含む健康管理に円滑に移行できるよう、相互の連携強化に努める。

〔災害時業務計画〕保健衛生計画

第4節 遺体の保存、身元確認等の実施

【担当局】 災対衛生局、災対市民局

【実行局等】 災対保健医療局、兵庫県警察、西宮市医師会、日本赤十字社兵庫県支部

【趣旨】

市における大規模事故等発生時等による身元確認前の遺体の保存、身元確認及び遺体の火葬の実施について定める。

1 実施機関

西宮警察署、甲子園警察署は、検視及び遺体の身元確認を行い、その他の所要の処置を行った後、関係者（遺族又は市長）に引き渡す。

警察署の要請に応じて、身元確認作業の場のあっせん、提供等に協力する。

また、引渡しが行われた後に、必要に応じて遺体の火葬等を実施する。

2 遺体の収容・処置

大規模災害により多数の犠牲者が発生した場合には、県への要請により、国等の協力を得て、遺体の処理が速やかに実施できるように努める。

（1）遺体安置所の開設

西宮市立斎場及び体育館等公共建築物を中心に遺体収容場所を選定する。なお、収容場所が不足する場合、あるいは被害状況等により収容場所の確保が困難な場合は、次の各項目を基本とし、被災現場付近の適当な場所（寺院、公共建築物、公園等）に遺体収容場所を確保する。

資料8-19「遺体安置所予定施設」参照

- ・屋内施設を基本とする。
- ・複数箇所を確保する。
- ・避難場所・医療救護施設等、他の用途と競合しないこと。
- ・施設は、想定される死者発生数に対応する広さを有するものとし、検視場所、遺体安置場所、遺族待機場所を有する。
- ・照明設備、水道設備を有していること。

（2）収容期間

災害発生の日から10日以内。ただし、必要に応じ期間を延長する。

（3）遺体の搬送

遺体の搬送は、都市整備公社斎園事業部が保有する葬具運搬車、バス型霊柩車を使用するが、必要に応じ、災対衛生局内及び他の市町や関連機関への応援を要請、あるいは民間業者からの借り上げにより実施する。

（4）遺体の保存

警察官の検視及び医師の検案を終えた遺体は、速やかに安置所に搬送し収容する。

不足する棺箱、骨つば及びドライアイスの調達は、都市整備公社斎園事業部及び葬儀業者等に協力を要

請して確保する。また、身元が判明した遺体は、遺族に引き渡す。

(5) 遺体の処置

災害による社会混乱のため、遺族等が遺体識別等のための処置を行うことができないとき、遺族に代わり遺体の処置を行う。また、災害救助法が適用された場合は、遺体の処置のうち、洗浄等の処置及び検案については、知事の委託を受けた日本赤十字社兵庫県支部が行う。

【遺体の処置】

- ・ 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理
- ・ 遺体の一時保存
- ・ 検案（遺体の死因その他の医学的検査をすること）

(6) 遺体の火・埋葬

速やかに埋火葬許可証を発行する。なお、縁故者の判明しない者については、災害対策本部が死亡届を提出し、埋火葬許可証の交付を受ける。また、身元が判明しない者については、一定期間経過後に行旅死亡人として取扱うこととし、災害対策本部の判断に基づき、埋火葬許可証の交付を受ける。

(7) 火葬の実施

- ① 市の火葬能力では不十分な場合、県の協力を得て、他の市町村での火葬の受入れを要請する。
- ② 県の調整結果に基づき具体的に他市町村の各火葬場と打合せを行い、遺体を搬送する。
- ③ 必要がある場合は、市長の認可を得て応急仮設火葬場を設置する。

(8) 遺骨の保管

遺骨は、遺留品とともに満池谷納骨堂に一時保管し、身元が判明次第、縁故者に引き渡しを行う。

〔災害時業務計画〕 遺体収容計画

第5節 雑踏事故の応急対応

【担当局】 災対統制局、災対消防公安局

【実行局等】 全災対局、兵庫県、兵庫県警察、海上保安庁、自衛隊

【趣旨】

雑踏事故が発生し又は予想される場合の行事等の主催者等関係機関の対応について定める。

1 関係機関の情報連携

行事等の主催者等、消防局、警察署、県、市、西宮市医師会等の関係機関は、雑踏事故が発生し、又は発生するおそれがある場合、第一報の伝達から応急対策の終了まで、相互に情報を交換するなど、特に緊密な情報連携を図る。

2 雑踏事故発生のおそれがある場合の現場の対応

群衆の密度、行動等から雑踏事故の発生のおそれがあると認識した主催者、警備員、警察官等は、相互に連絡をとり、拡声器等を使用して群衆に対し周辺の状況を説明し、警備員等への協力を求めるとともに、必要に応じて入場制限、誘導等の措置により群衆の分断、整理を行う。

消防局は、雑踏事故の発生のおそれがあるとの通報を受けた場合、直ちに現場の確認のため職員を急行させる。

3 雑踏事故発生時の対策

関係機関は、次に定める対策など、事故の態様に応じ、必要な対策を実施する。

(1) 消防局

消防局は、行事等の主催者等と連携を図り、会場及び周辺の道路の混雑状況等、消防活動を実施する上で必要な状況の迅速かつ的確な把握に努め、救助活動に迅速に着手する。

また、多数の負傷者が発生した場合、直ちに、災害救急医療情報システムに照会するとともに、必要に応じて災害拠点病院（災害医療コーディネーター）と連携し、医療上の助言を得るなど、医療機関と連携を図りながら、医師の派遣及び搬送先の医療機関の確保を的確に行う。

なお、必要に応じて広域応援を他の消防機関に要請する。

(2) 医療機関等

行事等の主催者等及び消防局と事前に連携を図っている医療機関は、関係機関から雑踏事故発生の第一報を受けた場合、医師、看護師等の招集など負傷者の受け入れ体制を整えるよう努める。

市医師会は、関係機関から雑踏事故発生の第一報を受けた場合、現地へのトリアージ医師の派遣、現地における医療行為を実施するための医療関係者の派遣等について、協力するよう努める。

〔災害時業務計画〕 大規模事故等に対する応急活動計画、他各対応計画

第6節 危険物等への対策の実施

【担当局】災対政策局、災対消防公安局

【実行局等】全災対局、兵庫県、兵庫県警、海上保安庁

【趣旨】

列車又は自動車等から危険物等が流出した場合等に関して、保安及び応急対策について定める。

1 危険物等への対策の特殊性

災害時の危険物等への対策に係る関係機関及びその対策に従事する者は、危険物等の関連する災害の特殊性（引火爆発の危険、毒性危険、反応危険及びそれらの複合危険）に応じ、救助・救急、医療等の対策実施に当たって特別の配慮をする。

2 責任者

危険物等の所有者、管理者又は占有者で、その管理について権限を有する者（以下、「責任者」という。）又は事故の発見者は、災害発生と同時に、直ちに次の措置をとることとする。

- ① 責任者又は発見者は、発災時に直ちに119番通報するとともに、110番通報後、必要に応じて、付近住民等に周知することとする。また、危険物等の種類が不明な場合等は、その特定に努めることとする。
- ② 責任者又は発見者は、被害の概要を被災段階に応じて早急にとりまとめ、必要に応じて関係機関に通報することとする。

3 市の応急対策

災害の規模、態様に応じ、関係機関相互の密接な連携・協力のもとに次の応急対策を実施する。

（1）災害情報の収集及び報告

消防局は、被災現地に職員を派遣する等により被災状況の実態を的確に把握するとともに、市、その他関係機関に災害発生の速報を行い、被害の状況に応じて逐次中間報告を行う。

（2）災害広報

県、報道機関等と共に、災害による不安・混乱を防止するため、相互に協力して、広報車、テレビ、ラジオ、災害写真等を媒体とする広報活動を行う。

（3）危険物等の特定

消防局、県警察本部、海上保安本部、県その他関係機関は、責任者等を通じて危険物等の情報を収集する。また、責任者等を通じても危険物等の種類が特定されない場合は、県立健康科学研究所、県警刑事部科学捜査研究所、一般財団法人海上災害防止センター等と連携し、又は県を通じて専門家・専門機関等と連携を取り、危険物等の種類の特定に努める。

県、その他関係機関と共に、危険物等が特定された後、必要に応じて物質の特性と身体への影響等について、報道機関等を通じた緊急の広報を行う。

(4) 現場の安全確認、患者の移動及び除染

消防局は、責任者、県警察本部、海上保安本部、県、その他関係機関と連携して次の活動を行う。

- ① 危険区域を画すため、警戒線を張り、関係者以外の立ち入りを禁止し、安全地帯を設定すること
- ② 負傷者等を汚染された環境から搬出すること
- ③ 負傷者等の除染を行うこと
- ④ 物資の検知及び情報収集

(5) 救急搬送等

消防局は、医療機関、公益財団法人日本中毒情報センター、県、その他関係機関と連携を取り、負傷者等を医療機関へ搬送する。

(6) 消防応急対策

消防局は、危険物等の火災の特性(爆発を伴う大規模な火事の危険性等)に応じた消防活動を迅速に実施する。

県は、必要に応じて知事の応援指示権の発動及び他府県への応援要請を行う。

(7) 避難

市長は、管轄の警察署と協力して避難のための立退きの指示、避難所の開設及び避難所への受入れを行う。

(8) 災害警備

県警察本部、海上保安本部は、関係機関の協力の下に被災地域における社会秩序の維持に万全を期する。

(9) 交通応急対策

道路管理者、県警察本部、海上保安本部は、交通の安全、緊急輸送の確保のため、周辺道路及び周辺海域の交通対策に万全を期する。

(10) 環境モニタリング

県は、災害の規模・態様に応じて、環境モニタリング調査を実施し、市は、その測定場所の選定、確保及び現場立会いを行う。

(11) 市民救済対策

企業、県、その他関係機関と共に、合同して市民の救済対策を講じる。

(12) 風評被害の影響の軽減

県、その他関係機関と共に、報道機関等の協力を得ながら、次の事項についての的確な情報提供を行うことにより、航空災害、鉄道災害及び道路災害等による風評被害等の未然防止を図る。

- ① 空港、鉄道、道路等の使用又は供用の状況
- ② 被災した構造物等の復旧状況
- ③ 危険物等の流出等の場合の緊急時モニタリングの結果
- ④ その他風評被害の未然防止又は軽減のために必要な情報

万一、風評被害等が発生したと認められる場合は、農林水産物、地場産業の商品等の適正な流通の促進及び観光振興のため、広報活動の強化等により影響の軽減を図るとともに、農林水産業対策、観光対策等

に十分な配慮を行う。

〔災害時業務計画〕大規模事故等に対する応急活動計画、他各対応計画

第7節 災害情報の提供と相談活動の実施

第1款 災害広報の実施

【担当局】災対政策局

【実行局等】全災対局、国土交通省、兵庫県、兵庫県警察

【趣旨】

大規模事故災害時に被災者及びその関係者をはじめとする市民に対して各種情報を迅速かつ的確に提供するための広報対策について定める。

1 基本方針

(1) 留意事項

航空運送事業者又は鉄道事業者、国、県、市町等は、被災者及びその関係者等のニーズを十分把握し、災害状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等、被災者及びその関係者に役立つ、正確かつきめ細かな情報を迅速かつ的確に提供する。

航空運送事業者又は鉄道事業者、国、県、市町等は、情報の公表、広報活動の際、その内容について相互に連絡を取り合う。また、情報の発信元を明確にするとともに、出来る限り専門的な用語の使用を避け、市民等が理解しやすい広報に配慮する。また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努める。さらに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努める。

情報伝達に当たっては、テレビやラジオ等の放送事業者、通信社、新聞社等の放送・報道機関の協力を得る。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ等を随時入手したいというニーズに応えるため、Lアラート（災害情報共有システム）やインターネット等を活用し、的確な情報を提供できるように努める。

必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応するように人員配置等に努める。また、情報のニーズを見極め、情報の収集・整理を行う。

救助活動を行う機関（市消防局、県警察等）は、被害者の救出状況等について、適時適切な広報に努める。

(2) 広報の内容

被災状況、応急対策の実施状況、市民のとりべき措置等について積極的に広報する。

広報事項の内容については確実な責任機関から入手するとともに、広報の実施機関名等を記して広報する。

広報を必要とする内容は、概ね次のようなものが考えられる。

- ① 被災状況と応急措置の状況（災害の発生場所、災害の状況、各防災関係機関の対応状況〔組織の設置状況等〕）
- ② 避難の必要性の有無
- ③ 危険物等に対する対応
- ④ 道路状況・交通規制状況及び各種輸送機関の運行状況
- ⑤ 相談窓口の設置状況

(3) 広報の方法

記者発表等による情報提供のほか、あらゆる媒体を活用して広報に努める。

- ① 広報車等の活用
- ② 防災行政無線（戸別受信機を含む）の活用
- ③ ケーブルテレビ、有線放送、コミュニティ FM 放送等への情報提供
- ④ 市ホームページ、SNS（市公式 X（旧 Twitter）・Facebook・LINE 等）、FAX、にしのみや防災ネット等による広報
- ⑤ 市提供テレビ・ラジオ番組の災害情報番組化
- ⑥ 災害時臨時FM局の開局
- ⑦ 災害情報共有システム（Lアラート）の活用

〔災害時業務計画〕 広報計画

第2款 各種相談の実施

【担当局】災対政策局

【実行局等】災対総務局、災対市民局、災対第一技術局、災対第二技術局、災対給水技術局、災対避難局、
災対消防公安局、国土交通省、兵庫県、兵庫県警察、西宮市医師会

【趣旨】

被災者又は関係者からの医療等についての相談、要望、苦情に応じるための相談活動について定める。

1 相談活動

必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応するように人員の配置等に努める。また、情報のニーズを見極め、情報の収集・整理を行う他、県と協議し、事故災害による被災者及び発生場所付近の住民等に対する心身の健康に関する相談に応じるため、通常健康相談窓口において相談に応じるほか、必要に応じ、応急対策として設置した専門相談窓口を継続する等必要な健康相談体制を維持する。

2 安否確認等の窓口の設置

安否情報の収集・提供については、個人情報保護法や個人情報保護関係省庁連絡会議申合せ（平成18年2月28日）、県個人情報保護条例や県個人情報保護審議会答申等を踏まえて対応する。

必要な範囲で航空運送事業者、鉄道事業者又は道路管理者並びに空港管理者、市消防局、県警察本部、医療機関、県と相互に安否確認等に関する情報の共有に努め、必要に応じて適切に提供を図る。

市における安否情報の取扱いについては、国民保護法の検討に伴い整備される安否情報システムを踏まえて、関係機関と協議のうえ、災害時における効果的な仕組みの構築やルール化を図る。

安否情報の確認のための民間事業者サービス等の効果的、効率的な活用も図れるよう普及啓発に努める。

〔災害時業務計画〕広聴計画

第4編 災害復旧計画

目 次

第1節 基本方針	4 -1
第2節 道路関係施設等の復旧	4 -2

第1節 基本方針

大規模事故災害により被害を受けた交通関係施設等の復旧については、原則として空港管理者、鉄道事業者、道路管理者等の責任により、速やかな施設の復旧に努める。

第2節 道路関係施設等の復旧

【担 当 局】 災対第二技術局

【実行局等】 兵庫県、国土交通省

道路管理者は、関係機関と協力し、あらかじめ定めた復旧物資・資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した道路施設の復旧事業を行う。また、可能な限り、復旧予定時期を明示する。

〔災害時業務計画〕 公共施設応急活動計画